みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

# コロナ禍の博物館：国立民族学博物館の取り組み



| メタデータ | 言語: ja<br>出版者: National Museum of Ethnology<br>公開日: 2023-04-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 日高, 真吾<br>メールアドレス:<br>所属: |
|---|---|
| URL | https://doi.org/10.15021/00010035 |

国立民族学博物館研究報告 47(4): 581–636 (2023)

# コロナ禍の博物館
## ──国立民族学博物館の取り組み──

日　髙　真　吾*

# Museum Operations during the COVID-19 Pandemic: Initiatives Taken by the National Museum of Ethnology

Shingo Hidaka

2020 年，新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な蔓延は，現代社会における人類の営みを根底から見直さなければならないほど大きな影響を与えた。国立民族学博物館では，感染症対策に万全を期す体制を整えるべく，新型コロナウイルス感染症対策会議を設置した。そして，勤務する職員，研究活動や展示場見学を目的とした来館者，あるいは業務委託をおこなっている外部業者などの安全を確保するため，新型コロナウイルスの感染状況に応じて民博独自の活動基準として，「新型コロナウイルス感染状況に応じたみんぱくの活動基準」を定めた。その後，新型コロナウイルスの感染状況や，それに伴う国や大阪府の対応策を見据えながら，民博の活動レベルを判断するとともに，レベルに応じた活動内容を適宜見直しながら 2022 年度に至っている。こうした民博における新型コロナウイルス感染症対策のなかで筆者は，博物館活動の新型コロナウイルス感染症対策の策定について主たる役割を果たしてきた。これは，博物館活動に係る研究・運営の在り方を議論する文化資源運営会議のもとに設置され，博物館の運営業務全般の方針を策定する展示情報高度化部会の部会長を 2016 年度から 2022 年度現在にかけて務めていることによる。これらの活動は，すべてが初めての経験であり，活動内容を決定していく過程では常に試行錯誤を繰り返しながら，作業にあたっている。一方で，こうした経験は，これまで博物館が経験したことのないリスクに対してどのような対策を講じていくのかというひとつのモデルを提示することができると考える。そこで，本稿では，民博の博物館活動における新型コロナウイルス感染症対策について着

*国立民族学博物館

**Key Words**：COVID-19, COVID-19 guidelines, COVID-19 prevention, infection prevention measures, museum

**キーワード**：新型コロナウイルス，新型コロナウイルス感染症対策，新型コロナウイルスに関するガイドライン，感染症対策，博物館

目し，これからの博物館活動について考察を加えることとしたい。

The effects of the global COVID-19 (COVID-19) pandemic in 2020 have been so great as to force a fundamental reconsideration of all human activity in contemporary society. At the National Museum of Ethnology (Minpaku) , COVID-19 prevention meetings were held to create a systematic approach for adopting all necessary measures against the spread of infection. To guarantee the safety of the museum staff, visitors coming to the museum to do research activities or view the exhibitions, and external contractors carrying out work for the museum, we established different activity level criteria for Minpaku. The criteria were then adjusted according to the current COVID-19 infection rates and were set out in a document: “Minpaku activity level criteria according to rates of COVID-19 infections.” Since then, we have continued implementation of the appropriate activity level while maintaining an eye on the rate of COVID-19 infections and assessing measures taken in response by the Osaka prefectural and national governments. Where necessary, we have also made adjustments to the activity content. The author played a major role in measures taken against COVID-19 at Minpaku. Implementing these measures was a new experience for all of us. We felt a persistent uncertainty while deciding the activity contents for the respective levels. Such an experience can provide a model of how to take measures against risks that the museum has never experienced. This paper specifically examines COVID-19 infection prevention measures implemented at Minpaku and presents consideration of the future of museum activities in general.

1　はじめに

2　民博における新型コロナウイルス感染症対策──2020 年 2 月から 2022 年 7 月の動向

2.1　2020 年 2 月から 2021 年 3 月（2020 年度）までの動向

2.2　2021 年 4 月から 2022 年 3 月（2021 年度）までの動向

2.3　2022 年 4 月から 2022 年 7 月までの動向

3　新型コロナウイルス対応に関する博物館ガイドラインの動向

3.1　博物館運営で参照した新型コロナウイルスに対する国のガイドライン

3.2　ICOM の新型コロナウイルスに関するガイドライン

3.3　公益財団法人日本博物館協会の新型コロナウイルスに関するガイドライン

4　民博の展示場運営における新型コロナウイルス感染症対策

4.1　展示場運営全体にかかる新型コロナウイルス感染症対策

4.2　展示場で来館者や館内職員がともに使用する共有設備等の清掃方針

4.3　入場者数の制限
5　民博の来館者に対する新型コロナウイルス感染症対策
5.1　来館者に対する入館前の新型コロナウイルス感染症対策
5.2　来館者に対する入館受付時の新型コロナウイルス感染症対策
5.3　来館者に体調不良者が出た場合の対応
6　民博の展示活動とイベント開催時における新型コロナウイルス感染症対策
6.1　民博の展示活動とイベント
6.2　博物館活動レベル 1 における展示活動とイベント
6.3　博物館活動レベル 2（－）における展示活動とイベント
6.4　博物館活動レベル 2 における展示活動とイベント
7　特別展「復興を支える地域の文化――3.11 から 10 年」の新型コロナウイルス感染症対策
7.1　特別展の概要
7.2　特別展の開催に向けた新型コロナウイルス感染症対策
7.3　新型コロナウイルス感染症の拡大に応じた特別展関連イベントの実施状況
8　おわりに

## 1　はじめに

2020 年，新型コロナウイルスの世界的な蔓延は，現代社会における人類の営みを根底から見直さなければならないほど，大きな影響を与えた。世界保健機関（WHO）による世界的な緊急事態宣言の発令や欧米各国でおこなわれた都市封鎖（ロックダウン），各国の往来の禁止や制限などは，世界経済にも大きな影響を与えるとともに，医療崩壊という命を守る体制にまで危機をもたらすこととなった。

最初に緊急事態宣言が出された際の我が国の動向について，「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 2020）から概観する。まず，2020 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までの期間に埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県，福岡県に緊急事態宣言がだされ，4 月 16 日には全都道府県に拡大された。また，5 月 4 日には，5 月 7 日から 5 月 31 日まで期間の延長が発出された。その後，全国的な感染拡大が減少傾向をみせはじめたことを受け，5 月 14 日に緊急事態宣言の区域が北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府，兵庫県となり，さらに 5 月 21 日には北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県の区域に縮小した。そし

て，5 月 25 日にすべての区域において緊急事態の宣言が解除される緊急事態宣言解除宣言が発出された。この間，国民はステイホームというスローガンのもと，生活全般の活動の自粛を求められ，経済活動も大きな影響を受ける事態となり，博物館活動もまた例外ではなかった。

特に，2020 年春から 2021 年秋までの期間は，博物館活動を含む文化活動全般の自粛要請がだされるとともに，休館を余儀なくされるなど，博物館にとって大きな混乱をもたらした。一方，さまざまな社会活動が制約を受けるなか，新型コロナウイルス感染症が少し落ち着きを見せ，制限が緩和されると，数多くの来館者が博物館施設をはじめとする文化施設，文化活動の場に訪れる状況がみられた。こうした状況は，多様な文化をそれぞれの立場で理解し，他者の存在を感じることで，安心できるという人的心理が顕著に表れたものだと考える。その観点からは，文化活動全般が安定した社会を構成する重要な要素であることがあらためて示されたといえよう。

このような新型コロナウイルスに大きな影響を受けることとなった社会情勢のなか，国立民族学博物館（以下，民博）は，新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す体制を整えるべく，新型コロナウイルス感染症対策会議（以下，コロナ対策会議）が設置され，2020 年 3 月 3 日に第 1 回目の会議がおこなわれた。コロナ対策会議では，まず，新型コロナウイルス感染症対策の対象として，勤務する職員，研究活動や展示場見学を目的とした来館者，加えて，民博内に設置されている総合研究大学院大学の文化人類学関連分野の博士課程の専攻に所属している院生，および業務委託をおこなっている外部委託業者とボランティア団体に設定した。次に対象者の安全を確保するため，新型コロナウイルスの感染状況に応じ，民博独自の活動基準として，「新型コロナウイルス感染状況に応じたみんぱくの活動基準」（以下，みんぱく活動基準）を 2020 年 5 月 21 日のコロナ対策会議で定め，正式に運用を開始した（国立民族学博物館 HP 2021）。みんぱく活動基準の内容は，民博の活動を「1. 職員の勤務形態・館内会議等」，「2. 研究活動」，「3. 博物館活動」と，「4. 総研大授業（講義，演習，実習）・課外活動」の 4 つのカテゴリーについて，新型コロナウイルスの感染状況に応じたレベルをレベル 0 からレベル 5 までの 6 段階に分類し，各カテゴリーにおける各レベルの活動内容を取りまとめたものである。これらの活動レベルは，新型コロナウイルスの感染

状況に応じて，政府や民博が所在する大阪府，あるいは新型コロナウイルス感染症対策専門家会議などの見解を参考にしながら，随時，更新を図っている。2021年4月9日に大きな見直しをおこない，活動レベル2をレベル2（－）（マイナス）とレベル2に細分化し，7段階の活動レベルとなっている。

このうち，「3. 博物館活動」の活動基準は，特にレベル1について，2020年6月29日，2021年2月4日，2021年4月9日，2022年4月20日，2022年7月26日の5回に渡り，大きな見直しを図ってきた。見直しの理由は，来館者が参加する博物館活動としておこなわれるイベントには，講演会のような聴講型のイベントとワークショップのような対面型のイベントがあり，さらにそれぞれのイベントが，民博が主催する活動とボランティア団体が主催する活動に大別されることによる。そのため，イベントを所掌する企画課博物館事業係内において細かな判断基準を設ける必要性が生じたのである。これら「3. 博物館活動」のレベル1の見直しの経緯は，次章の「2　民博における新型コロナウイルス感染症対策」で詳細を示す。

なお，全カテゴリーにおいて，レベル0は通常の状態とし，レベル1は最小限の制限を加えながら通常の活動をおこなうことを原則としている。各カテゴリーにおいて，大きな活動の制限が設けられるレベル2（－）からの活動内容は，以下の通りとなる。

「1. 職員の勤務形態・館内会議等」の場合，レベル2（－）では業務量の維持に努めつつも在宅勤務を推奨，レベル2は日常業務の見直しをおこないながら在宅勤務を推奨，レベル3は業務の制限，レベル4は大幅な業務の制限，レベル5は緊急業務に限定され，すべての職員の出勤は認められない。

「2. 研究活動」では，レベル2（－）は，民博教員および民博教員と研究活動をおこなう外部の研究者が本館で研究活動ができることとなっているのに対し，レベル2は民博教員および民博教員と研究活動をおこなう近畿圏在住の外部の研究者に限って本館で研究活動ができることとなっている。 また，レベル3は研究補助員の在宅勤務を原則とし，レベル4は機器や装置，試薬類等の維持管理，研究室内設備等の維持管理，あるいは，サーバーメンテナンスの作業に従事する者のみの出勤が許可され，そのほかは在宅勤務が原則となっている。そして，レベル5は研究室閉鎖となり，すべての教員の出勤は認められない。

「3. 博物館活動」では，レベル 2（－）は民博主催の聴講型のイベントをおこなうことを原則とし，対面型のイベントは自粛することに対して，レベル 2 はイベントをオンラインによる開催以外は自粛することとなっている。また，レベル 3 は博物館を休館し，来館者対応にあたっている外部委託のスタッフは別業務へ振替をおこない，レベル 4 は博物館を休館し，博物館環境を維持するための最小限の業務に従事する者のみが出勤することとなっている。そして，レベル 5 は博物館が閉鎖され，すべての職員の出勤は認められない。

「4. 総研大授業（講義，演習，実習）・課外活動」では，レベル 2（－）はオンライン授業を推奨しつつ対面型授業が可能であるのに対して，レベル 2 はオンライン授業を推奨しつつ近畿圏在住の院生に限って対面型授業が可能となっている。また，レベル 3 は対面授業の禁止，レベル 4 は最小限の授業活動，レベル 5 は全学休講となり，全ての院生の通学は認められない。

このように民博では，みんぱく活動基準を定め，新型コロナウイルスの感染状況や，それに伴う国や大阪府の対応策を見据えながら，設定したレベルに応じた活動を展開している。また，みんぱく活動基準の内容は，新型コロナウイルス感染症をめぐる社会的状況を分析しながら，適宜変更を加えたり，あるいは前述したような新たな活動基準を設定したりしている。

こうした民博における新型コロナウイルス感染症対策のなかで筆者は，博物館活動の新型コロナウイルス感染症対策の策定について主たる役割を果たしてきた。これは，博物館活動に係る研究・運営の在り方を議論する文化資源運営会議のもとに設置され，博物館の運営業務全般の方針を策定する展示情報高度化部会の部会長を 2016 年度から 2022 年度現在にかけて務めていることによる。これらの新型コロナウイルス感染症をめぐる活動は，すべてが初めての経験であり，活動内容を決定していく過程では試行錯誤を繰り返しながら，作業にあたっている。一方で，こうした経験は，これまで博物館が経験したことのないリスクに対してどのような対策を講じていくのかというひとつのモデルを提示することができると考える。そこで，本稿では，民博の博物館活動における新型コロナウイルス感染症対策について，2020 年 4 月から 2022 年 7 月までの動向を概観しながら，博物館活動における危機管理の在り方について考察を加えることとしたい。

## 2　民博における新型コロナウイルス感染症対策──2020 年 2 月から 2022 年 7 月の動向

### 2.1　2020 年 2 月から 2021 年 3 月（2020 年度）までの動向

ここでは，新型コロナウイルス感染症の蔓延がはじまった以降の民博の活動について，2020 年 2 月から 2021 年 3 月までの動向をみんぱく活動基準の活動レベルに照らし合わせながら振り返る。まず，新型コロナウイルス感染症の蔓延がはじまった 2020 年 2 月の状況から，民博は臨時休館を余儀なくされた。その後，2020 年 4 月 2 日に，新型コロナウイルス感染症対策として，パートタイム職員の勤務時間の調整および教員の在宅勤務，常勤職員，契約職員のフレックスタイム制の活用を呼び掛けた。また，自動車通勤の推奨と家族の学校等の休校でやむを得ない場合の特別休暇について通知した。さらに海外出張中の職員については，個別に総務課人事係と相談の上，帰国後の通勤について調整する旨を通知した。次に，4 月 3 日に 2 月 28 日から開始されていた臨時休館を 5 月 6 日まで延長する通知を出し，4 月 8 日に，職員は在宅勤務を原則とする方針を打ち出した。さらに，政府に設置された新型コロナウイルス感染症対策推進室から更なる取り組みの要請を受けて，4 月 13 日から全職員に対してより一層の在宅勤務の取り組みを促した。ここまでの取り組みは，みんぱく活動基準の正式運用の前であったが，そこに照らし合わせると，2 月 28 日から 4 月 8 日については，全カテゴリーにおいてレベル 3，4 月 13 日からは全カテゴリーにおいてレベル 4 の段階であったといえる。

しかしながら，新型コロナウイルスの感染拡大は収まらない状況が続いた。そこで，4 月 23 日に 4 月 29 日から 5 月 6 日までの間を臨時休館とし，うち勤務日にあたる 4 月 30 日と 5 月 1 日については，すべての職員に対して原則的に在宅勤務が義務化され，閉鎖されることとなった。したがって，この期間は，みんぱく活動基準に照らし合わせると，最も制限の厳しいレベル 5 の段階であったといえる。その後，国の緊急事態宣言の延長を受け，5 月 5 日に博物館の臨時休館は 5 月 7 日以降も当面の間，延長することとなった。このとき，在宅勤務の義務化，つまり閉館の状態は 5 月 6 日をもって終了するが，在宅勤務を原則的には継続す

る旨が通知された。この状態は，みんぱく活動基準に照らし合わせると，レベル 4 であったといえる。

こうしたなか，民博の活動再開に向けて，新型コロナウイルス対策のための体制の見直しと，必要備品の洗い出しと設置の準備が進められた。そして，前述したようにみんぱく活動基準の正式運用を 5 月 21 日に開始し，レベル 4 に設定することが館内に通知された。その後，5 月 21 日付けで大阪府の緊急事態宣言が解除，5 月 23 日付けで大阪府による緊急事態措置が解除されたことを受け，5 月 25 日付で「1. 職員の勤務形態・館内会議等」，「2. 研究活動」，「3. 博物館活動」の活動をレベル 4 からレベル 3 に引き下げ，6 月 2 日には「4. 総研大授業（講義，演習，実習）・課外活動」もレベル 3 に引き下げた。また，6 月 18 日に全カテゴリーの活動をレベル 3 からレベル 2 に引き下げ，博物館を開館した。

博物館再開後，博物館活動では，前述したように館内イベントをはじめとするイベントの開催の在り方について特に議論を深めた。そして，6 月 29 日のコロナ対策会議において，「3. 博物館活動」の活動のレベル 1 については，団体の申込を受け入れ，聴講型のイベントがおこなえる基準を活動レベル 1-1，ワークショップをはじめとする対面型のイベントが実施できる基準を活動レベル 1-0 と細分化し，企画課内で運用することを決定した。そのうえで，新型コロナウイルス感染者の減少が続いた動向を踏まえ，7 月 9 日から博物館活動はレベル 1-1 に，そのほかのカテゴリーの活動をレベル 1 に引き下げた。このことによって，ある程度，通常に近い博物館活動が実施できるようになった。

しかしながら，夏期の間，落ち着きを見せていた新型コロナウイルスの感染状況は，冬期を迎えると再び拡大し，民博が所在する大阪府では，2 回目の緊急事態宣言が 2021 年 1 月 8 日から 2 月 28 日にかけて発出された。こうした状況を鑑み，民博では，2020 年 12 月 24 日からすべてのカテゴリーをレベル 3 に引き上げ，博物館を休館し，3 月 2 日まで継続した。この間，博物館活動の再開に向けて，多くの来館者が参加する民博主催のイベントについて，新型コロナウイルスの感染状況により適合させるための議論を改めておこない，博物館活動レベル 1-1，1-0 としていた区分をさらに細分化することを検討した。具体的には，講演等の聴講型のイベントが開催できる条件をレベル 1-2，ワークショップ等の参加型のイベントが実施できる条件をレベル 1-1，ボランティア団体の活動を許容す

る条件をレベル 1–0 という 3 段階の基準を設定することとし，2 月 4 日のコロナ対策会議で承認された。その後，新型コロナウイルスの感染状況が一旦，落ち着きをみせたことから，民博ではすべての活動に対して，3 月 3 日からレベル 1（博物館活動はレベル 1–2）に引き下げた。2020 年 2 月から 2021 年 3 月までの活動レベルの推移を表 1 に示す。

## 2.2　2021 年 4 月から 2022 年 3 月（2021 年度）までの動向

2020 年度末に一旦，落ち着いたように見えた新型コロナウイルスの感染状況は，3 月下旬から大阪府の感染者数が急激に増加していった。その結果，「まん延防止等重点措置」が 2021 年 4 月 5 日から大阪府に適用されたことを受け，みんぱく活動基準そのものの見直しをおこなうこととした。具体的には，4 月 9 日のコロナ対策会議において，各活動のレベル 2 をレベル 2（−）とレベル 2 に細分化し，4 月 15 日から活動レベル 2（−）として対応することが決定された。なお，この時期のいわゆる第 4 波といわれた新型コロナウイルスの感染拡大は収まらず，4 月 25 日には 3 度目の緊急事態宣言が大阪府に発令されたことで，すべての活動をレベル 3 に引き上げ，博物館の休館を余儀なくされた。そして，6 月 21 日の緊急事態宣言解除にともなって，6 月 24 日から博物館活動をレベル 2，そのほかの活動をレベル 2（−）に引き下げ，博物館を再開した。

しかし，その後も新型コロナウイルスの感染拡大は終息の傾向をみせなかった。6 月 21 日に緊急事態宣言は解除されたものの，大阪府は「まん延防止等重点措置」の適用が継続され，再び，新型コロナウイルスの感染者が増加してきたことを受け，結果的に 8 月 2 日から 9 月 30 日にかけて緊急事態宣言が発令された。こうした状況のなか，新型コロナウイルス感染症対策のひとつの切り札として，新型コロナウイルスワクチンの接種が本格化するようになる。この時期，政府は 1 日 100 万回の接種目標を達成すべく，大規模接種会場の設置や職域接種の体制の充実化を図り，ワクチン接種者の人数が飛躍的に伸び，感染者数が減少していった。その効果もあり，大阪府の緊急事態宣言が 9 月 30 日をもって解除されたことを受け，民博では 10 月 2 日より，博物館活動をレベル 2（−），そのほかの活動レベルをレベル 1 に引き下げた。さらに，10 月 25 日には，博物館活動をレベル 1–1 に引き下げ，団体の受け入れ，民博主催のイベント等を再開させた。

**表 1**　2020 年 2 月から 2021 年 3 月までの活動レベルの推移

<table>
<tr><th>2020 年 2 月</th><th>2020 年 3 月</th><th>2020 年 4 月</th><th>2020 年 5 月</th><th>2020 年 6 月</th><th>2020 年 7 月</th><th>2020 年 8 月</th><th>2020 年 9 月</th><th>2020 年 10 月</th><th>2020 年 11 月</th><th>2020 年 12 月</th><th>2021 年 1 月</th><th>2021 年 2 月</th><th>2021 年 3 月</th></tr>
<tr><td colspan="2">2.28-4.12（全カテゴリーレベル 3。※休館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>4 月 13 日から 4 月 29 日（全カテゴリーレベル 4。※休館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">4 月 30 日から 5 月 1 日（全カテゴリーレベル 5。※閉鎖）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>5 月 2 日から 5 月 24 日（全カテゴリーレベル 4。※休館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">5 月 25 日から 6 月 17 日（カテゴリー 1.2.3 はレベル 3，カテゴリー 4 はレベル 4。※休館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">6 月 18 日から 7 月 8 日（全カテゴリーレベル 2。※開館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">7 月 9 日から 12 月 23 日（カテゴリー 1.2.4 はレベル 1，カテゴリー 3 はレベル 1-1 ※開館）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">12 月 24 日から 3 月 2 日（全カテゴリーレベル 3 ※休館）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3 月 3 日から 4 月 24 日（全カテゴリーレベル 2。※開館）</td></tr>
</table>

（筆者作成）

一時期，落ち着きを見せていた新型コロナウイルスの感染状況は，2022 年に入り，新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の蔓延で再び感染者が増加し，1 月 27 日から大阪府に「まん延防止等重点措置」が適用された。そこで，民博では，2022 年 1 月 28 日から 3 月 21 日まで，すべての活動をレベル 2（−）に引き上げた。その後，大阪府の「まん延防止等重点措置」の解除を受け，3 月 22 日より，博物館活動はレベル 1−1 に，そのほかの活動はレベル 1 に引き下げた。2021 年 4 月から 2022 年 3 月までの活動レベルの推移を表 2 に示す。

## 2.3　2022 年 4 月から 2022 年 7 月までの動向

2022 年 4 月からは，政府，あるいは大阪府の新型コロナウイルス感染症対策に関する制限が大きく緩和された。そこで，民博ではあらためて博物館活動におけるイベントを想定した博物館活動レベルの見直しを図った。ここでは，博物館活動レベル 2（−）において，民博主催の講演等の聴講型イベントを実施することとした。次に，3 段階の基準を設けていた博物館活動レベルを 1−1 と 1−0 の 2 段階に設定した。具体的には，従来の博物館活動レベル 1−2 を博物館活動レベル 1−1 として，民博主催のワークショップをはじめとする参加型イベントを実施するとともに，ボランティア団体の活動再開に向けた準備活動を許容することとした。加えて，博物館活動レベル 1−0 で，ボランティア団体の活動再開を許容することとし，4 月 20 日のコロナ対策会議で承認された。そして，5 月 23 日から，大阪府が発出する新型コロナウイルスへの警戒目安である「大阪モデル」が，「警戒解除（緑信号）」へ移行されたことを受け，博物館活動レベル 1−0 に引き下げた。

しかし，7 月に入ると，新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株亜系統 BA.5 が蔓延し，感染者数が急増，第 7 波に突入する事態となった。そこで，民博自体の活動は維持しつつ，職員が感染した場合，あるいは濃厚接触となった場合の連絡体制について再整理し，図 1 のフロー図を作成した。

図 1 のフローを完成させた後，ボランティア団体と協議をおこない，ボランティア団体の構成メンバーが新型コロナウイルスに感染した場合，あるいは濃厚接触者になった場合，民博の職員の報告方法と同様の手順を取ることとした。このことによって，民博とボランティア団体が主催する社会連携活動の判断基準を

**表 2**　2021 年 4 月から 2022 年 3 月までの活動レベルの推移

<table>
<tr><th>2021 年 4 月</th><th>2021 年<br>5 月</th><th>2021 年<br>6 月</th><th>2021 年<br>7 月</th><th>2021 年<br>8 月</th><th>2021 年<br>9 月</th><th>2021 年<br>10 月</th><th>2021 年<br>11 月</th><th>2021 年<br>12 月</th><th>2022 年<br>1 月</th><th>2022 年<br>2 月</th><th>2022 年 3 月</th></tr>
<tr><td>3 月 3 日から 4 月 24 日（全カテゴリーレベル 2。※ 開館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">4 月 25 日から 6 月 23 日（全カテゴリーレベル 3。※休館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">6 月 24 日から 10 月 1 日（カテゴリー 1.2.4 はレベル 2（−）。カテゴリー 3 はレベル 2。※開館）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">10 月 2 日から 1 月 27 日（カテゴリー 1.2.4 はレベル 1，カテゴリー 3 はレベル 2（−）からはじまり，10 月 25 日からレベル 1-1。※開館）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">1 月 28 日から 3 月 21 日（全カテゴリーレベル 2（−）。※開館）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3 月 22 日から（カテゴリー 1.2.4 はレベル 1，カテゴリー 3 はレベル 1-1。※開館）</td></tr>
</table>

（筆者作成）

合わせる形で，博物館活動レベル 2，レベル 2（－）内容の見直しと，レベル 1-1 と 1-0 を統合し，レベル 1 とする活動内容の見直しをおこない，7 月 26 日のコロナ対策会議で承認された。承認された社会連携活動の新型コロナウイルス対策については，第 6 章で述べる。2022 年 4 月から 2022 年 7 月までの活動レベルの推移を表 3 に示す。

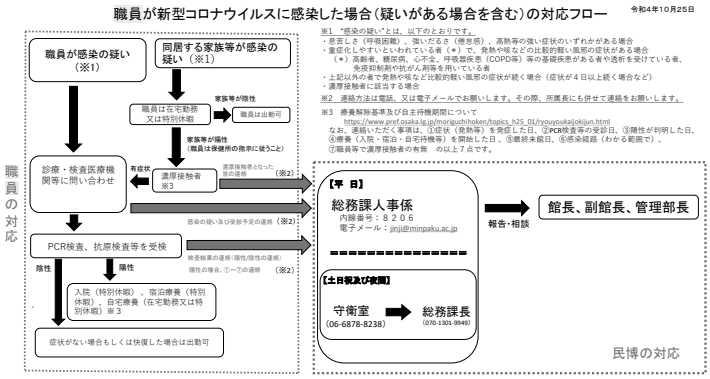


**図 1**　職員が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いがある場合の対応フロー
（国立民族学博物館総務課作成）

**表 3**　2022 年 4 月から 2022 年 7 月までの活動レベルの推移

| 2022 年 4 月 | 2022 年 5 月 | 2022 年 6 月 | 2022 年 7 月 |
|---|---|---|---|
| 3 月 22 日から（カテゴリー 1.2.4 はレベル 1，カテゴリー 3 はレベル 1-1。※開館） | | | |
| | | | 7 月 26 日から全カテゴリーレベル 1)。※開館 |

（筆者作成）

## 3　新型コロナウイルス対応に関する博物館ガイドラインの動向

### 3.1　博物館運営で参照した新型コロナウイルスに対する国のガイドライン

多くの人々が来館する博物館施設では，新型コロナウイルスの飛沫感染，あるいは接触感染のリスクが高まる。このことから，各館では新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを設け，来館者の受け入れ体制を整える必要がある。こ

のとき，参考となるものが政府の定める新型コロナウイルス対策の基本方針となる。そこで，博物館施設が参照できるものとして，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」，「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」，「『新しい生活様式』の実践例」，そして，文化庁の示した「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」について概観したい。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下，基本的対処方針）（新型コロナウイルス感染症対策本部 2020）は，新型コロナウイルス感染症対策本部が令和 2（2020）年 3 月 28 日に決定（令和 3（2021）年 7 月 8 日変更）した基本的な対処方針である。基本的対処方針では，最初に新型コロナウイルス感染症の発生の状況に関する事実について都道府県別の動向を詳細に分析し，緊急事態措置を実施すべき区域の判断基準，解除の基準を示している。次に，「新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針」として，「新しい生活様式」の定着を提唱し，業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していくことを指摘している。また，「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として，「三つの密」の回避や，「人と人との距離の確保」，「マスクの着用」，「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続をおこない，まん延防止対策を実践することを明記している。加えて，新型コロナウイルスに関するあらゆる情報の徹底した収集の必要性を説いている。このなかで，特に博物館施設が注目するものとして，催物（イベント等）の開催制限があげられる。ここでは，催物等について当面は，開催の中止又は延期要請等から始め，「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に，3 週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価をおこなう。そして，その評価の結果に応じながら，外出の自粛，催物（イベント等）の開催制限，施設の使用制限の要請等を段階的に緩和することが示されている。

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 2020）は，新型コロナウイルス感染拡大が予測される第 2 波，第 3 波などに備えて，これまでの課題の抽出をおこなったものである。また，今後必要となる対策の方向性についての提言がまとめられている。この提言は，2020 年 5 月 4 日（5 月 11 日に一部修正）に新型コロナウイルス感染症対策専門

家会議から政府に対して提出された後，5 月 29 日に再度提出されている。その内容は，2020 年 4 月 7 日から発出された緊急事態宣言（4 月 16 日から 47 都道府県すべてが対象）が 5 月 25 日にすべての都道府県で解除となった後に，これまでの対策を詳細に分析し，医療崩壊を防ぐための提言が中心となっている。5 月 29 日に提出された提言のなかで，博物館活動に関する事項としては，「緊急事態宣言解除後における市民生活・事業活動の段階的な移行について」が注目される。ここで示される事業等の留意事項として，業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの策定が進められていることに伴って，それぞれの職場で新型コロナウイルスの感染拡大防止ガイドラインに基づく感染予防対策を確実に実践することが述べられている。また，適宜，ガイドラインの見直しや充実を進めることが指摘されている。そして，事業者は，そこで働く人々が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組むことの必要性があげられている。また，イベント等の開催については，政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をもとに，地域の感染状況や，イベント等の開催時における具体的な対応等について把握の上，必要に応じて，主催者等に対して，具体的な協力要請などをおこなっていくことが適当であるとしている。

以上，博物館における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを策定するための基本方針となる材料として，政府の基本的対処方針，新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言をみてきた。これらの方針，あるいは提言のなかで重要なキーワードとなっているのが，「新しい生活様式」の定着である。

「『新しい生活様式』の実践例」（厚生労働省 2020）は，2020 年 5 月 4 日にだされた新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえたものである。そして，「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう，新型コロナウイルス感染症専門家会議の構成員の確認を得ながら，厚生労働省で取りまとめられた。

その内容は，（1）一人ひとりの基本的感染対策，（2）日常生活を営む上での基本的生活様式，（3）日常生活の各場面別の生活様式，（4）働き方の新しいスタイル，という 4 つの視点から取りまとめられている。

（1）一人ひとりの基本的感染対策では，感染防止の 3 つの基本として，身体的距離の確保，マスクの着用，手洗いと，移動に関する感染対策のポイントをあげている。このなかで，身体的距離の確保，マスクの着用，手洗いは，以下の

5 つのポイントとなる。

①人との間隔は，できるだけ 2m（最低 1m）空ける。

②会話をする際は，可能な限り真正面を避ける。

③外出時や屋内でも会話をするとき，人との間隔が十分とれない場合は，症状がなくてもマスクを着用する。ただし，夏場は，熱中症に十分注意する。

④家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は，できるだけすぐに着替える，シャワーを浴びる。

⑤手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には，体調管理をより厳重にする。

また，移動に関する感染対策は，以下の 3 つがポイントとなる。

⑥感染が流行している地域からの移動，感染が流行している地域への移動は控える。

⑦発症したときのため，誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリを活用する。

⑧地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式では，以下の 7 つのポイントをあげている。

①まめに手洗い・手指消毒をおこなう。

②咳エチケットを徹底する。

③こまめに換気（エアコン併用で室温を 28℃以下に）をおこなう。

④身体的距離を確保する。

⑤「3 密」（密集，密接，密閉）を回避する。

⑥一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事，禁煙等，適切な生活習慣を理解し，実行する。

⑦毎朝の体温測定，健康チェックをおこなう。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養する。

(3) 日常生活の各場面別の生活様式では，買い物，娯楽・スポーツ等，公共交

通機関の利用，食事，イベント等への参加の 5 つの視点から，それぞれポイントをまとめている。このなかで，買い物では，6 つのポイントがあげられている。

①通販も利用する。

②一人または少人数ですいた時間に買い物する。

③電子決済を利用する。

④計画をたてて素早く済ます。

⑤サンプルなど展示品への接触は控える。

⑥レジに並ぶときは，前後にスペースを空ける。

次に，娯楽・スポーツ等では，7 つのポイントがあげられている。

①公園はすいた時間，場所を選ぶ。

②筋トレやヨガは, 十分に人との間隔をとる。もしくは自宅で動画を活用する。

③ジョギングは少人数でおこなう。

④すれ違うときは距離をとる。

⑤予約制を利用してゆったりとおこなう。

⑥狭い部屋での長居は無用である。

⑦歌や応援は，十分な距離をとるか，オンラインを活用する。

公共交通機関の利用では，3 つのポイントがあげられている。

①会話は控えめにする。

②混んでいる時間帯は避ける。

③徒歩や自転車利用も併用する。

食事では，6 つのポイントがあげられている。

①持ち帰りや出前，デリバリーも活用する。

②屋外空間で気持ちよく食事をとる。

③大皿は避けて，料理は個々に取り分ける。

④対面ではなく横並びで座る。

⑤料理に集中して，おしゃべりは控える。

⑥お酌，グラスやお猪口の回し飲みは避ける。

最後に，イベント等への参加では，2 つのポイントがあげられている。

①接触確認アプリを活用する。

②発熱や風邪の症状がある場合は参加しない。

このように「『新しい生活様式』の実践例」で示されたポイントは，新型コロナウイルスの感染モデルの中心となる接触感染，飛沫感染のリスクを日常生活のなかでどのように回避するかを具体的に示している。そして，各視点で示されたポイントをさまざまな日常生活の場面に置き換えていくことで一定のリスク回避ができる内容となっていることが評価できる。また，多くの来館者を迎える博物館では，博物館利用のさまざまな場面を想定したうえで，「『新しい生活様式』の実践例」に置き換えて考えると，博物館としての新型コロナウイルス対策の構築の参考になる。なお，「新しい生活様式」という表現は，本稿を執筆している 2022 年 7 月の段階では，あまり聞かれなくなったようにも感じる。一方で，厚生労働省は，「熱中症予防×コロナ感染防止で『新しい生活様式』を健康に！」のリーフレットを 2021 年 6 月に発行し（厚生労働省 2021），文部科学省においても『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）』を 2022 年 4 月 1 日に提示している（文部科学省 2022）。確かにニュース等では取り上げられる機会が減ったかもしれない「新しい生活様式」という文言ではあるが，上記に示したリーフレットやマニュアルから，いまだ新型コロナウイルス感染症対策では，重要なキーワードとして，対策の最前線に位置していることがわかる。

新型コロナウイルス感染症について，我が国の文化事業を所管する文化庁は，文化庁 HP に「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」（文化庁 2020）というサイトを設けた。本サイトで示された内容のうち，博物館に関するものとして，「新型コロナウイルスの影響のある文化芸術活動への緊急経済対策の情報」，「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等の情報」，「新型コロナウイルス感染症対策の推進による文化芸術活動の継続・発展に関する専門家会合の情報」，「催し物の開催制限等の情報」，「国立の美術館・博物館・劇場の対応」，「文化関係団体・文化財所有者への経済対策支援に関する情報」が閲覧できる。また，本サイトでは，新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったイベント等，あるいは公開そのものができなくなることで活動が継続できなくなった団体への支援策の情報が得られるようになっている。これらの情報は，博物館をはじめとする文化・芸術活動を展開する施設や組織がどの

ように新型コロナウイルス感染症と向き合うのかについての情報が得られる仕組みとなっている。

以上，新型コロナウイルス感染症に関する我が国の基本的な指針について，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」，「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」，「『新しい生活様式』の実践例」，「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」について概観した。これらのなかで，博物館における新型コロナウイルス感染症対策で，特に留意すべき事項は次の通りと考える。まず，「3 密」（密集，密接，密閉）を回避し，人と人との身体的距離を確保することである。これにより，接触感染の予防対策となる。次に，来館者の健康状態の把握，手指消毒，あるいは手洗いの徹底，マスク着用の徹底，換気の徹底があげられる。これらは特に，接触感染，飛沫感染の効果的な予防対策となる。この点は，さまざまな機関で講じられた新型コロナウイルス対策の根幹をなすものであり，実現することによって，集団感染の発生をある程度抑止できる効果を得ることのできる基本的な指針であったと評価している。また，新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止するために，移動状況把握のための来館者の協力にも留意することが推奨された。これは新型コロナウイルスの感染経路を把握することで，より広範囲の感染を予防する役割をある程度果たしていたと考える。また，多くの来館者が参加するイベントの開催については，新型コロナウイルス感染状況を把握しながら，慎重な判断が求められた。特に 2020 年度は，これらの事項をどのように博物館として運用していくのかが，具体的な博物館における新型コロナウイルス対策へとつながっていった。そこで，次に新型コロナウイルスに対する具体的な博物館活動のガイドラインとして示された ICOM（国際博物館会議）のガイドラインと公益財団法人日本博物館協会の示したガイドラインを概観する。

## 3.2　ICOM の新型コロナウイルスに関するガイドライン

ICOM は，「ミュージアムの再開に向けて：来館者とスタッフの安全を第一に」とした新型コロナウイルスに関するガイドラインを 2020 年 5 月 12 日に発表し，ICOM 日本委員会による仮訳が公開された（ICOM 日本委員会 2020）。本ガイドラインでは，「来館者を迎える準備」「パブリック・アクセス（来館者の導線）」，

「パブリック・アクセス（健康対策強化）」「アクセス（必要に応じたアクセス制限）」「受付と警備」「清掃と保全手段」「オフィス」の 7 つの大項目のなかに 36 の活動指針を示している。以下，各項目の指針について考察を進める。

「来館者を迎える準備」では，下記の 9 つの指針が示されている。

・ミュージアムあたりの入場者数の上限を定め，一般に周知する。
・展示室ごとの入場者数の上限を定め，一般に周知する（来館者同士の距離を 1.5 m 確保するために，一定の面積あたりの最大人数を設定することを推奨する）。
・平均滞在時間を設定し，時間枠を設ける。
・展示の再開は段階的に行うことを検討する。
・可能であれば，予約システム（オンライン，電話，E メール）を用意し，来館者は入館の際に自身でスキャンをして入場できるようにする。
・開館時間の延長を検討する。
・「65 歳以上」など，特定のグループに特化した開館時間を検討する。
・感染の疑いのある来館者の入館を拒否する。
・制限事項について，施設のウェブサイト上や入館前に来館者に周知する。

「来館者を迎える準備」は，博物館を訪れる来館者を迎え入れるための指針を示している。基本的にいわゆる 3 密にならないよう，来館者同士の距離をとるため，1.5m の間隔を目安とすること，入場者制限を設ける，あるいは開館時間を延長することで混雑を避けること，予約システムを導入することで，受付時の人の滞留を防ぐこととしている。また，感染の可能性のある来館者の入館拒否，重症化しやすい高齢者対応，新型コロナウイルス感染症対策としての各種制限について来館前に知ることのできる方法の必要性について言及がなされている。

次に「パブリック・アクセス（来館者の導線）」では，7 つの指針が示されている。

・入口や受付での行列を避ける，もしくは整列を促す。
・推奨される 1.5m の距離が維持されるように，フロアマーカーを検討する。
・パーテーション等を設けて来館者と受付の距離を置く。
・不要な取扱や接触を避けるため，スタッフの立ち会いが必要なクロークを閉鎖する。ロッカーは利用の度に消毒することで使用可能にする。

・入口と出口を分け，可能であれば一方通行で鑑賞できるようにする。
・ガイドツアーや各種プログラムは，来館者間の安全な距離が確保できる場合に実施する。その場合，特定の時間指定を設けてグループの人数を限定する。
・カフェ，書籍コーナー，ショップの開放は国の定めに準じる。

「パブリック・アクセス（来館者の導線）」では，来館者の行動をコントロールする指針であるといえ，来館者同士の距離，あるいは来館者と博物館スタッフとの接触を極力なくすことの工夫を求めている。また，強制動線の徹底，来館者サービスを実施する際の留意事項が示されている。

「パブリック・アクセス（健康対策強化）」では，5 つの指針が示されている。

・ミュージアム入口に手指の消毒設備を設置し，来館者に健康対策を遵守するよう促す表示をする。
・トイレを使用できるようにする。その際，ソープを使ってお湯で手洗いし，使い捨ての衛生用品を利用できる環境を整えることが望ましい。このトイレの使用は，フロアマーカーなどを用いた「ソーシャルディスタンス」のルールに基づいて実施する。
・オーディオガイド, ヘッドフォンなど手に触れる機器は使用の都度消毒をする。
・障害者をサポートする設備や教育目的の操作ボタンを備えた機器は，頻繁に消毒する。
・館内のドアは（可能であれば）開けたままにしておく。できない場合は，使用するたびに消毒する。

「パブリック・アクセス（健康対策強化）」は，来館者が博物館内において新型コロナウイルスに感染するリスクを低減するための指針が示されている。具体的には，消毒用アルコールによる手指消毒や手洗いの徹底といった新型コロナウイルスを随時除菌できる環境づくりを求めている。また，トイレやオーディオガイド，ヘッドフォンをはじめとする機器，あるいは障害者サポートのための設備やドアといった来館者が共有するものへの消毒対応について言及がなされている。

「アクセス（必要に応じたアクセス制限）」については，4 つの指針が示されている。

・清掃や消毒が行き届かない部屋や施設への立ち入りは制限する。
・現代アートなどに見られる来館者との接触を伴うインスタレーションは閉鎖

する。

・エレベーターの使用は，移動に制約のある人に限定し，利用者間の距離を 1.5 m 確保する。ボタンは使用の都度消毒をする。

・共有スペースにおいて「ソーシャルディスタンス」のルールが適用できない場合は，タイムテーブルの調整や人の流れを整理する。

「アクセス（必要に応じたアクセス制限）」は，博物館内の共有スペースの利用制限を示した指針といえる。ここでも来館者同士の間隔の確保，接触の防止を求め，さらに，共有施設の消毒の必要性を示している。

「受付と警備」では，2 つの指針が示されている。

・警備員は受付や館内に常駐し，来館者と展示物との間に十分な距離を確保するだけでなく，来館者同士が十分な距離を確保できるようにしなければならない。展示物と来館者の安全を確保するために，必要に応じてスタッフを追加する。

・スタッフに適切な防護用品（レジのシールド，マスク，消毒剤）を提供する。来館者に対しての提供は必須である。

「受付と警備」では，博物館側のスタッフとして実際に来館者と接する可能性のある受付のスタッフ，あるいは警備員の来館者対応の指針（十分な間隔を取ること）と飛沫感染を防止するための防護用品の提供について明記している。博物館側のスタッフと来館者の接触感染の対策の必要性を示したものといえる。

「清掃と保全手段」では，3 つの指針が示されている。

・国の方針に従い，清掃頻度を増やす。

・一般来館者がアクセスできるエリアはすべて，最低でも毎日清掃する。

・ミュージアムはコレクションの保全に確実に取り組む。

「清掃と保全手段」では，新型コロナウイルスの除菌を目的として，清掃の徹底が示されている。

最後の大項目となる「オフィス」では，6 つの指針が示されている。

・持続可能な緊急対策を適応することを検討する。

・作品の借用期間を延長し，移動・扱い・輸送などを最小限に抑える。

・スタッフがアクセスする場所は，国のガイドラインに基づいて清掃する。

・複数のスタッフが共有する備品は，定期的な消毒が必要。消毒に関するルー

ルがない場合，使用してはならない。

・清掃サービスの有無に関わらず，スタッフは毎日アルコール消毒による職場の清掃を行う。

・現場に出向く必要のないスタッフは，国の規定に基づき在宅勤務の継続を行うこと。

「オフィス」では，先の 6 つの指針が，来館者，あるいは委託業者向けの新型コロナウイルス対策に比重が置かれていたことに対して，博物館スタッフ向けの新型コロナウイルス対策の指針が示されている。ただし，消毒の徹底や在宅勤務の推奨など，新型コロナウイルスの除菌対策を徹底し，接触の機会を減らすといった指針は一貫しており，来館者，外部委託業者，内部の館内スタッフいずれも共通した視点で定められている。こうした点は，本ガイドラインを参照し，異なる立場となる館内スタッフ，来館者を対象とした，民博の博物館活動における具体的な新型コロナウイルス対策の内容を策定する際，大いに役立てることができた。

その他，ICOM のガイドラインでは，国の定め，国のガイドライン，国の規定に依ると示されるものとして，「カフェ，書籍コーナー，ショップの開放」，「清掃頻度」，「在宅勤務の継続」をあげている。これらの項目について，先述した我が国の基本的な指針に照らし合わせた場合，「カフェ，書籍コーナー，ショップの開放」では，3 密の回避，マスク着用・手指消毒の徹底，十分な換気の確保，検温をはじめとする入場者の健康状況の把握が有効な対策といえる。また，「清掃頻度」については，日常の清掃レベルをどこまで引き上げられるかがポイントになるといえる。「在宅勤務の継続」はすでに，緊急事態宣言下でおこなわれてきた我が国の勤務形態の継続が必要であるといえよう。そこで，次節では，日本社会の新型コロナウイルス感染症の実状を鑑みながら策定された公益財団法人日本博物館協会が示したガイドラインについて考察を進める。

### 3.3　公益財団法人日本博物館協会の新型コロナウイルスに関するガイドライン

公益財団法人日本博物館協会（以下，日博協）は，博物館に関する諸事業の実施を通じて，博物館の健全な発達を図り，社会教育の進展に資するとともに，我が国の教育，学術及び文化の発展に寄与することを目的とした活動をおこなう団

体である。昭和 3（1928）年に発足し，昭和 6（1931）年に現在の名称となった日博協は，文字通り，日本の博物館界を先導する団体であり，新型コロナウイルス感染症対策の指針を示した日博協のガイドラインは民博でも参考資料として大きな意味をもった。

そこで，日博協のガイドライン「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下，日博協ガイドライン）（公益財団法人日本博物館協会 2020）について考察する。日博協ガイドラインは，「感染防止のための基本的な考え方」として，博物館の管理者は，施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ，施設の従業員や出入りする民間事業者，来館者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，最大限の対策を講ずることを求めている。なかでも，換気の悪い密閉空間，多くの人が密集する場所，互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声がおこなわれる場所，いわゆる「3 密」の場が，感染を拡大させるリスクがもっとも高いとし，こうした場ができないようにすること，自己や他者への感染を徹底して予防することを趣旨としてガイドラインを策定した旨が示されている。

また，日博協ガイドラインでは，「リスク評価」として，施設管理者は，新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染と飛沫感染について，博物館従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価をおこない，リスクに応じた対策を検討することを求めている。さらに，博物館の開館に伴って，来館者の注目を集める特別展はもちろん，人気のある常設展などについて，多くの来館者や県境をまたいだ人の移動が生じることについてのリスク評価が必要であることを示している。また，具体的なリスク評価の項目について日博協ガイドラインでは，①接触感染のリスク評価，②飛沫感染のリスク評価，③集客施設としてのリスク評価，④地域における感染状況のリスク評価，の 4 つの視点からのリスク評価をおこなうこととし，各評価のポイントを次のようにあげている。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル，椅子の背もたれ・肘掛，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり，エレベーターのボタン，券売機，音声解説用機器・車椅子

等の貸出機材等）には特に注意が必要。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ，人と人との距離がどの程度維持できるか，施設内で大声等を出す場所がどこにあるか等を評価する。

③集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって施設の活動を再開した場合に，大規模な来館等が見込まれるかどうか，県境をまたいだ来館が見込まれるか，人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか等を，これまでの施設の来館実績等に鑑み，評価する。その上で，入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な来館者数（来館自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において，地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には，対応を強化することが必要となる可能性がある。

これらのリスク評価は，博物館において，来館者同士，あるいは博物館スタッフと来館者間での接触感染と飛沫感染のリスクを軽減させる対策を講じるための評価項目を示している。また，施設が所在する地域のなかでの感染状況に留意しながら対策を講じるための評価項目をあげている。さらに日博協ガイドラインでは，こうしたリスク評価をもとに展覧会，公演をはじめとするイベントなどの具体的な対策を掲げている。

日博協ガイドラインに掲載されている展覧会での具体的な対策として，まず，来館者への安全確保のために，来館自粛を要請する基準を設けている。ここでは，37.5℃以上の発熱がある場合，咳・咽頭痛などの症状がある場合，過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合などの基準が示されている。また，入館前の来館者の検温，博物館で感染者がでた場合の告知の方法の準備，来館者名簿の作成，マスク着用の要請，手洗い・手指の消毒がおこなえる場所の設置があげられている。さらに，オーディオガイドや車椅子など共有される貸出機器の消毒の徹底，パンフレットなどは手渡しせず，据え置きにして来館者自身が持ちだすことなどが示されている。

次に，博物館従事者への対応として，勤務実態の把握，検温の徹底，発熱をはじめとする通常ではない症状がでた場合の自宅待機の徹底を求めている。また，ユニフォームなどのこまめな洗濯，来館者との直接的なコミュニケーションを減らすための工夫（館内放送案内やボードによる通知など）の実施，必要最小限の人数で運用できるような勤務形態の見直しが示されている。

展覧会の実施の際の留意事項では，フロアマーカーを利用して，来館者同士の距離をできる限り 2m を目指しつつ，最低 1m を確保し，密集を防ぐことと，他者と共有するドアノブや椅子，エレベーターのボタンなどへの対策が求められている。また，施設内の換気や清掃，消毒の徹底，支払いのキャッシュレス化，休憩スペースなどの使用者数の制限，レストランなど，人が集まりやすい場所の対策といった留意事項が示されている。さらに，これらの対策の広報や告知を効果的におこない，来館者に新型コロナウイルス対策について理解を深めてもらう工夫の必要性を指摘している。加えて，公演などのイベントでは，上記の展覧会における対策事項に依拠しつつ，座席の配置の工夫を求めている。こうした日博協のガイドラインは，民博で繰り返しおこなってきた博物館活動の具体的な新型コロナウイルス対策の点検，評価，見直しの指標として役立てることができた。

なお，日博協ガイドラインは，令和 2（2020）年 9 月 11 日付で内閣官房から発出された「11 月末までの催物の開催制限等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 2020）を受け，9 月 18 日に改定された。この改定では，「充分な間隔」の表記が 2m から 1m になり，来館自粛を求める条件として，発熱の目安となる体温や展示室や館内の換気量について具体的な表記がなくなっている。これらの点は，「11 月末までの催物の開催制限等について」で，人と人との距離が「人が直接，接触しない距離」として 1m と表記されたことを受けての変更と考える。また，体温や換気量は，個人差，あるいは施設差が大きいことから具体的な数値を示すことを控えたのだろうと推察している。

# 4　民博の展示場運営における新型コロナウイルス感染症対策

## 4.1　展示場運営全体にかかる新型コロナウイルス感染症対策

前述したように 2020 年 4 月 7 日から 5 月 25 日（当初は 5 月 7 日まで。5 月 25 日まで延長）にかけてだされた緊急事態宣言の間，民博では博物館の開館に向けてコロナ対策会議のもと，民博の標本資料の管理，展示，イベントを所掌する情報管理施設企画課を中心に，新型コロナウイルス対策を講じた博物館活動の運営方針を策定し，2020 年 6 月 10 日の新型コロナウイルス対策会議で承認された。このとき策定した博物館活動の運営の基本方針は，公的機関の示す新型コロナウイルス対策と齟齬がでないことに留意した。これは，新型コロナウイルス感染症という未知の感染症に対して，公的機関から示されている方針と違った対策を民博で示した場合，新型コロナウイルス感染症対策に協力する来館者および館内職員が混乱することを懸念したからである。そこで，前述した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」,「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」,「『新しい生活様式』の実践例」，そして，文化庁の示した「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」とともに，ICOM のガイドラインや日博協ガイドラインの示す対策の内容に問題がないことを確認したうえで，これらを参照しながら策定することとした。

展示場運営全体にかかる新型コロナウイルス対策では，来館者や受付スタッフ，警備スタッフ，館内職員間での飛沫感染，接触感染のリスクを軽減するための処置をとることとした。また，共有備品や共有施設などの消毒方法，安全な観覧環境を提供するための入館者数の制限など具体的な対策を立案した。

このなかで，まず，入館前に来館者へ協力を依頼する項目を示したポスターと新型コロナウイルスに対する民博の取り組みを案内するポスターを敷地内に設置した。このことによって，来館者に民博の新型コロナウイルス対策への協力と理解を求めることとした。来館者への協力の依頼を示したポスター（図 2）では，入館条件や，マスク着用，来館者同士の距離について 2m を確保すること，入場者数によっては入館の制限をおこなうことを示している。また，飛沫感染や接触感染の対策として大声をあげないこと，消毒用エタノールによるこまめな手指消

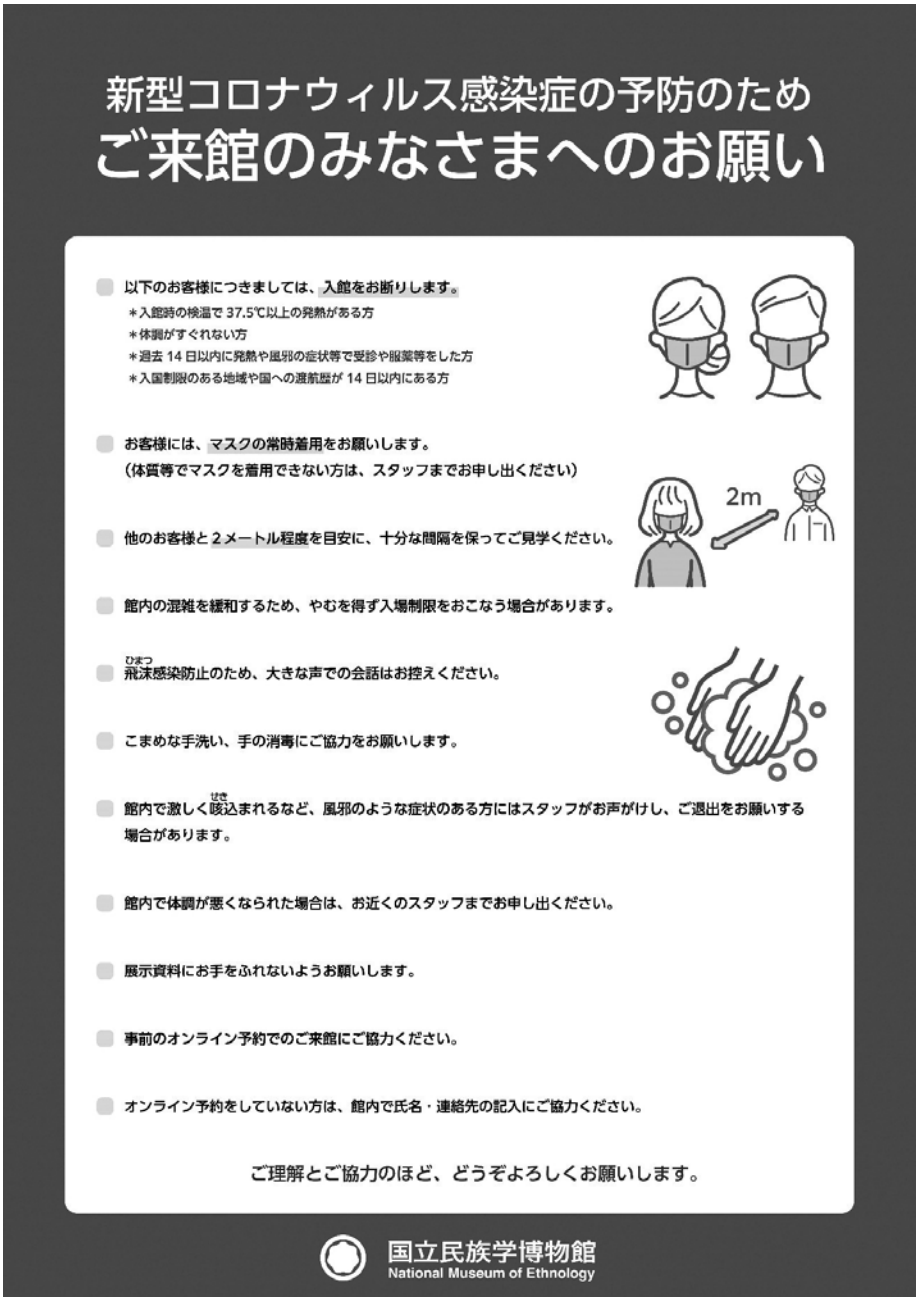


**図 2**　新型コロナウイルス対策のための来館者へのお願いポスター（民博 HP 掲載分より白黒に修正）

毒，手洗いの徹底，展示資料に触ることの禁止を示している。加えて，案内スタッフや警備スタッフから体調不良と思われる方への声掛けや，観覧中に体調の異変が生じた際の申告のお願いを示している。民博の新型コロナウイルス対策の取り組みを知らせるポスター（図 3）では，スタッフがマスクを装着して飛沫感染対策を取っていること，館内の換気の強化をおこなっていることを示している。また，接触感染対策として，エレベーターをはじめとする共有設備では定期的に消毒をおこなっていることと，一部施設でサービスを停止している箇所があることを掲示した。

## 4.2　展示場で来館者や館内職員がともに使用する共有設備等の清掃方針

民博の展示場運営にあたっては，来館者や館内職員がともに使用する共有設備等について清掃やエタノール消毒を徹底することとし，2020 年 6 月 10 日のコロナ対策会議で下記の基本方針を定めた。

1）手すりの定期消毒は，閉館後に清掃員が中性洗剤で清拭したのち，水拭きし，乾拭きする。

2）椅子や机は，閉館後に清掃員がエタノール消毒をおこない，開館中，使用者に警備員，インフォメーションスタッフが気づいたら，その都度，除菌シートで清拭する。

3）ガラスケースは，手脂がついている場合のみ，除菌シートで清拭する。なお，開館中は，警備員，インフォメーションスタッフが気づいたら，その都度，除菌シートで清拭する。

4）手を伸ばすと触れる展示物については，全体的に触らない旨の告知を各展示場のバッファゾーンに設置する。

5）手指消毒用エタノールは，全展示場の入口に設置する。

6）各展示場のタッチモニター，ハンズオン展示（体験型展示，書籍，バインダー含む），触知案内板（東南アジア）については（これらの機器の詳細は後述する），周囲に「手指消毒をおこなったうえでご利用ください。」の案内を掲示する。

7）各展示場のタッチモニターは，開館前にコントロール室スタッフが除菌シートで清拭する。また，開館中，警備員，インフォメーションスタッフ

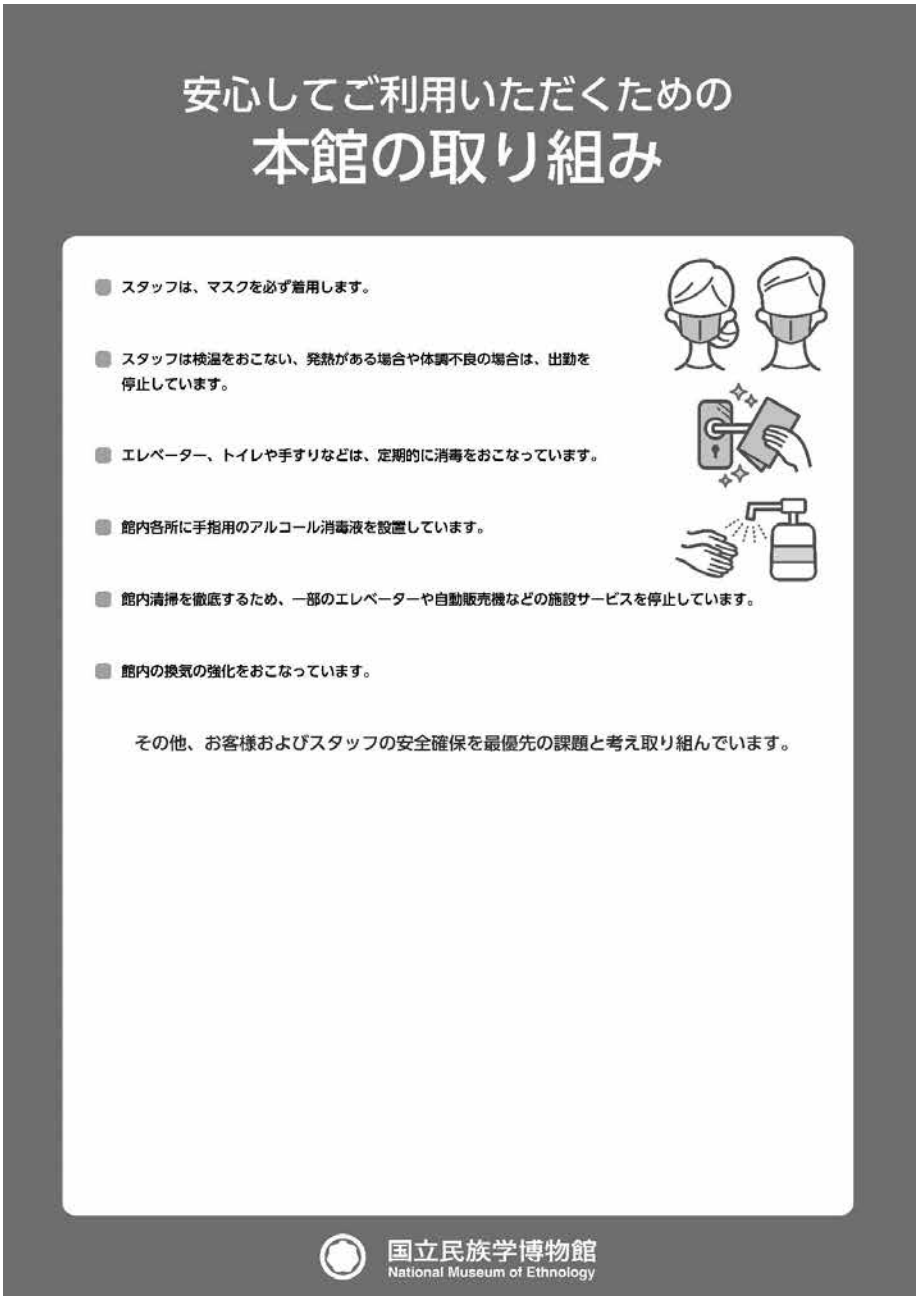


**図 3**　民博の新型コロナウイルス対策の取り組みポスター（民博 HP 掲載分より白黒に修正）

が使用に気づいたら，その都度，除菌シートで清拭する。

8）触知案内板は，閉館後に清掃員が中性洗剤で清拭したのち，水拭きし，乾拭きする。

9）アメリカ展示場のカレンダー引出の引き手（写真 1），アフリカ展示場の体験パネルの引き手（写真 2），南アジア展示場のサリー引出の引き手（写真 3）は，閉館後に清掃員が中性洗剤で清拭したのち，水拭きし，乾拭きする。また，開館中，警備員，インフォメーションスタッフが使用に気づいたら，その都度，除菌シートで清拭する。

10）ビデオテークブース（詳細は後述する）は，利用スペースに「手指消毒をおこなったうえでご利用ください。」の案内を掲示する。開館前，コントロール室スタッフが除菌シートによる清拭をおこなう。また，開館中，警

**写真 1**　アメリカ展示（カレンダー引出の引き手）（2022 年 7 月 23 日筆者撮影）

**写真 2**　アフリカ展示（体験パネルの引き手）（2022 年 7 月 23 日筆者撮影）

**写真 3**　南アジア展示（サリー引出の引き手）（2022 年 7 月 23 日筆者撮影）

備員，インフォメーションスタッフが使用に気づいたら，その都度，除菌シートで清拭する。

11）みんぱく電子ガイド（詳細は後述する）は，貸し出しの際，手指消毒をおこなったうえで使用することを来館者に伝える。また，みんぱく電子ガイド返却後は，担当のスタッフが除菌シートで清拭し，充電する。

12）下記の設備は，閉館後に清掃員が中性洗剤で清拭し，水拭きし，乾拭きする。

・来館者専用のエレベーターボタン
・イントロダクション展示入口，オセアニア展示場入口の触知案内板
・自動販売機（特別展示棟横，本館 1 階エントランス）
・傘置きの鍵
・階段等の手すり
・ゴミ箱（現状のゴミ箱をペダル式のステンレス製ゴミ箱に変更）
・本館 1 階と 2 階の一般来館者用トイレのドアノブ，手すり，洗面台，ベビーシート，温水洗浄便座の操作ボタン，水洗用のレバー，その他手の触れる箇所
・本館 1 階コインロッカー，公衆電話，ベビールーム
・貸出用車椅子，ベビーカー
・くつろぎスペース
・特別展示棟地階ピロティ

なお，このうち，ペダル式のステンレス製ゴミ箱は，手脂がついていることに気づいたら，警備員もしくはインフォメーションスタッフが除菌シートで拭き取る。本館 1 階コインロッカー，公衆電話，ベビールームは，各所に消毒用エタノールを設置し，利用者に使用前に手指消毒をお願いするとともに，くつろぎスペースと特別展示棟地階ピロティのソファーや椅子，テーブルは，付近に除菌シートを設置し，使用前に利用者に拭いてもらうこととしている。また，貸出用車椅子，ベビーカーは，インフォメーションスタッフが閉館後，消毒することとし，清掃員による消毒はおこなわない。そのほか，講堂は，使用した日の次の平日から次回使用日の直前の平日までに清掃員が中性洗剤で清拭したのち，水拭きし，乾拭きする対応をとる。また，使用が 2 日にわたって連続する場合は，使用者が初日の終了後に除菌シートで清拭する。

### 4.3　入場者数の制限

展示場における新型コロナウイルス対策では，徹底した消毒や清掃対応のほか，集団感染を防ぐために密閉・密集・密接の 3 密を避けることが求められている。そこで，民博では 3 密を回避するための入場者数の制限をおこなった。

まず，本館 1 階入口での入場制限の目安として，2020 年 6 月 10 日のコロナ対策会議において，本館展示場内の最大収容人数を 980 人とした。これは，展示場の総通路面積に対して，1 人 2m の身体的距離（以下，1 人当たり 4㎡）を確保した場合の収容人数と，1 時間 1 人あたり 30㎥（以下，1 人当たり 30㎥ /h）の換気量を確保できる収容人数を比較して，より条件の厳しい収容人数を制限人数とした。その結果，1 階受付フロアーから，展示場全体の総収容人数を 980 名とした。また，15 の各展示場の収容人数については，2020 年 6 月 10 日段階では，各展示エリアのなかで，一番通路面積の狭い西アジア展示場を基準として，1 人当たり 4㎡を確保した場合の最大収容人数である 80 人とした。ただし，その後，身体的距離の間隔が緩和されたことから，各展示エリアについては，1 人当たり 2.25㎡を確保できる収容人数を採用することとし，2020 年 10 月 5 日のコロナ対策会議で，各展示エリアの最大収容人数は 100 人で運用することを決定した。ただし，1 階受付フロアーから，展示場全体の総収容人数を 980 名とする基準は，より安全な展示空間を維持することを目的として継続することとした。なお，入場者の制限は，インフォメーションスタッフのうち，受付スタッフと展示場巡回スタッフで展示場内のおおよその来館者数を共有し，最終的な入場制限については，インフォメーションスタッフリーダーの判断に委ねることとしている。

## 5　民博の来館者に対する新型コロナウイルス感染症対策

### 5.1　来館者に対する入館前の新型コロナウイルス感染症対策

前述した 2020 年 6 月 10 日の新型コロナウイルス対策会議で決定された事項をもとに，来館者への新型コロナウイルス対策について，民博からのお願いと民博の取り組みについて館内敷地にポスターを掲示し（写真 4），HP でも紹介してい

る。ここでは，2020 年 6 月 10 日に承認された，民博の博物館活動における新型コロナウイルス対策の基本となっている事項を中心に述べる。なお，5.1 と 5.2 で説明する記帳所，あるいはオンライン予約による来館手続きは，新型コロナウイルス感染症拡大が減少傾向となった 2022 年 3 月に，民博周辺の博物館施設の受付体制なども調査したうえで終了し，2022 年 4 月 1 日より，通常の受付体制に復帰した。ただし，みんぱくゼミナールなどをはじめとするイベントの受付は，記帳による受付かオンライン予約による受付を継続している。

まず，入館にあたって来館者は，本館 1 階入口前に設置した消毒用エタノールで手指消毒をおこない，風除室を抜けたところに設置したサーモグラフィーで検温することとした（写真 5）。このとき，サーモグラフィー担当の警備員は，37.5℃未満が確認できた来館者を本館 1 階受付カウンターに誘導する役割を担う。なお，サーモグラフィーで 37.5℃以上の熱が確認された来館者に対しては，警備員は声を掛け，手持ちの非接触型体温計で再度検温する。そして，再検温で 37.5℃未満の場合は受付カウンターへ誘導することとした。一方，再検温でも 37.5℃以上の熱があった場合は，帰宅をお願いする。また，マスクをしていない来館者に対しては着用をお願いし，マスクがない来館者にはミュージアムショップで購入してもらうよう誘導する。このとき，検温を拒否した来館者，マスク着用を拒否した来館者に対しては入館を断る。ただし，体質等が理由でマスクを着用できない人は，その旨を記載したカードを首から下げてもらうこととしている。なお，未就学児の場合は，保護者の判断に任せることとした。

**写真 4**　前庭に掲示した新型コロナウイルス対策関連ポスター
（2021 年 6 月 11 日筆者撮影）

**写真 5**　本館 1 階入口に設置した検温所
（2021 年 6 月 18 日筆者撮影）

## 5.2　来館者に対する入館受付時の新型コロナウイルス感染症対策

検温が終了し，入館した来館者は，オンライン予約の来館者と友の会会員，オンライン予約していない来館者（以下，一般受付の来館者）によって異なる対応をとることとした（詳細は後述する）。また，一般受付の来館者は，展示場見学の来館者，レストランのみ，ミュージアムショップのみ，図書室のみの利用者とさらに細分化した。来館者の受付対応を検討するにあたっては，すべての来館者をオンライン予約による受付にすることも検討した。しかし，民博を訪れる来館者の多くは，民博の HP を閲覧せずに来ていることが，これまでの来館者アンケートの結果から明らかになっていたため，新型コロナウイルス対策をしっかりとりながら，一般受付の来館者の対応をより充実させていくこととした。

2020 年 6 月から 2022 年 3 月にかけての来館者の受付は，館内エントランスに設置した仮設の受付カウンター（写真 6）でオンライン予約来館者と一般受付の来館者に振り分けて，受付をおこなってきた。このときの受付体制は，2020 年 6 月 10 日のコロナ対策会議で承認されたものを骨子とし，随時，状況に応じて若干の修正を加えながら運用した。

オンライン予約の来館者は，受付カウンターで，スマートフォンの予約受付メールの画面，もしくはプリントアウトした用紙を提示し，受付担当のインフォメーションスタッフは，本人及び同行者を確認したうえで，受付番号を記録する。その後，館内注意事項のメモを渡し，2 階観覧券売り場に誘導し，来館者は，

**写真 6**　仮設の受付カウンター
（2020 年 8 月 21 日筆者撮影）

2 階観覧券売り場で観覧券を購入し，展示観覧をおこなう流れとした。このとき運用していたオンライン予約システムに登録するための同意事項と入力の流れを以下に示す。

手順 1）同意を得る注意事項（必須）

・サービスの停止があること（使用できない場所の明示）。

・検温，手指消毒，マスク着用が義務付けられること。

・個人情報の登録が必要なこと。

・検温による混雑時は外で待ってもらうこと。

・問い合わせ電話番号を記入すること。

・個人情報廃棄は入館日から 1 か月後，もしくはキャンセルした人は登録日の 1 か月後とすること。

手順 2）同意したうえで来館予定日の選択へ移動

手順 3）来館予定日の選択（必須）

手順 4）来館予定日を確定したら個人情報の入力フォームへ移動

手順 5）個人情報の入力（必須）

・氏名（漢字・フリガナ）

・メールアドレス

・電話番号

・住所

・来館人数（10 名まで受付）

・同行者氏名（漢字・フリガナ）

・連絡先が登録者と異なる場合は，メールアドレス，電話番号，住所を記入

・来館時間の選定（任意）

手順 6）入力が終了したら入力フォーム確認画面へと進み，確認できたら確定

手順 7）自動で整理券のメール配信

・受付番号，来館時間，来館者へのお願い事項，問い合わせ電話番号が記入されたメールを返信。

・来館時に受付で受付画面を提示する。忘れた人は一般受付の来館者と同様の手続きで観覧を受け付ける。

・受付時間は入館前日の 15：00 まで。

・イベントが再開したら，イベント予約フォームとリンクを貼る。

なお，友の会会員は，本館 1 階に設置した仮設の受付カウンター窓口で，友の会カードを提示し，インフォメーションスタッフが友の会会員ナンバーを記録することとした。その後，館内注意事項のメモを渡し，2 階観覧券売り場に誘導し，展示観覧をおこなう流れとした。

一般受付の来館者に対しては，本館 1 階記帳所（写真 7）にて，入館整理券（入館目的，代表者の氏名，連絡先として電話番号もしくはメールアドレスのいずれか，居住する都道府県，同行者の人数，個人情報に関する同意のチェックボックス）（図 4）に記入し，整理券回収ボックスに投函することを案内することとした。そして，一般受付の来館者が記帳所にて記入した入館整理券を整理券回収ボックスに投函したことを確認したうえで，2 階観覧券売り場に誘導し，来館者は，2 階観覧券売り場で観覧券を購入し，展示観覧をおこなう流れとした。このとき，記入を強く拒否された場合は，無理強いせずにそのまま入館してもらうこととした。また，記入用の鉛筆（ペグシル）は消毒済みボックスと使用済みボックスを設置して，記入に当たっては消毒済みボックスの鉛筆を使用することとし，使用した鉛筆は使用済みボックスにて保管することとした。使用済みボックスの鉛筆は閉館後，インフォメーションスタッフがエタノール消毒をおこなうこととした。また，これらの来館者が再入館する際は，来館者は観覧券（友の会会員は会員カード）を 1 階受付カウンターと 2 階観覧券売り場で提示することで，再入館できることとした。その他，本来は通用口から入館することとしてい

**写真 7**　記帳所
（2020 年 7 月 30 日筆者撮影）

# 連絡先記入のお願い
**Contact Information**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所等の行政機関による聞き取り調査等にご協力いただく場合があります。そのため、お名前、連絡先、ご来館された人数のご記入をお願いいたします。

To prevent the spread of COVID-19, we ask for your cooperation. Please fill out this form with your contact information to be used by the Public Health Center to help track this new virus.

主に利用する場所に✓を入れてください

Please fill in ✓ to the places mainly use

☐ 展示場

Exhibition hall (Main/Special)

☐ 展示場以外（レストラン、ミュージアム・ショップ、無料ゾーン）

Others (Restaurant, Museum shop, Admission-free Area)

☐ 図書室

Library

| | |
|---|---|
| フリガナ | |
| 氏名<br>Name | |
| ご連絡先<br>Contact Information | (固定電話/携帯電話/メールアドレス いずれか)<br>Phone number or Email address |
| 都道府県<br>Country | 同行者人数<br>Number of companions |
| | |

※個人情報は、大阪コロナ追跡システムに準じた場合の連絡にのみ使用いたします。

Personal information will only be used according to the Osaka COVID-19 Tracing System.

**☐個人情報の取り扱いに同意します。**

I agree to the handling of personal information.

なお、個人情報保護法に基づき、お預かりした個人情報は国立民族学博物館で厳重に管理し、上記以外の目的には使用いたしません。

All the provided information is protected by the Protection of Personal Information Act, and the National Museum of Ethnology will only use for the above purposes.

**図 4**　2020 年 6 月から運用した入館整理券の見本

る来客，もしくは共同研究等の来館者が，本館 1 階入口から入館した場合の対応として，本館 1 階入口にて検温をおこなったうえ，守衛室に誘導し，改めて所定の検温や手指消毒，マスク着用依頼，来館名簿への記入手続きをおこなってから，目的場所へ誘導することとした。入館に際して，入館整理券，あるいはオンライン予約システムで得られた個人情報は，来館者あるいは民博スタッフに新型コロナウイルスの感染者がでた場合，保健所において感染経路を確認する目的以外では使用しないことを丁寧に説明して協力を求めた。加えて，民博では，大阪コロナ追跡システムの QR コードを各所に掲示した。こうした入館者情報の取得については，記入を拒否する来館者について，ある程度想定をしながら運用していったが，記入を拒否する来館者は現れずに運用をおこなうことができた。この点は，新型コロナウイルス感染症の集団感染の危機感が民博の来館者全体にある程度共有されていた結果だと考えている。

## 5.3　来館者に体調不良者が出た場合の対応

民博では，事前に健康チェックをおこなったうえでの来館をお願いしている。しかし，来館してから体調が悪くなる来館者がでてくることも当然想定される。そこで，来館者が体調不良を申し出たときの対応について，産業医と相談し，以下のように整理した。

①インフォメーションスタッフが容体を伺い，必要があれば休養室（写真 8）へ案内し，休養室利用状況表に記録する。

**写真 8**　休養室
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

②インフォメーションスタッフは，館内の担当職員（平日：企画課博物館事業係（以下，博物館事業係），土日祝日：日直）へ連絡する。

③館内の担当職員は，体調不良者の容体を確認し，下記の必要な措置をとる。

【必要な措置】

1）担当職員は，休養室に入室する前に医療用マスク・手袋・ガウンを着用する。

※医療用マスク・手袋・ガウンは休養室入口手前に常備する。

2）体調不良者と同行者の住所，氏名，連絡先電話番号及び容体を確認のうえ，「傷病等者発生報告書（様式Ⅲ）」に記録する。体温計をトレイ越しに渡し，体調不良者自身で検温してもらい，体温を記録する。検温終了後，使用済みの体温計をトレイ越しに受け取り，元の場所に戻す。このとき，トレイの上に「使用禁止」のサインを掲示する。

3）37.5℃以上の場合は，自力（本人自身もしくは知人に迎えに来てもらうなど）で帰宅できるか確認する。タクシーを呼ぶ際には，体調不良者が乗車することを伝える。自力で帰宅できない場合は，救急車を要請する旨を伝え，守衛室に連絡をとり，救急車を呼ぶ。

4）37.5℃未満の場合で容体が落ち着くまで休養する場合は，体調不良者もしくは同行者に対して，さらに容体が悪くなる，もしくは回復した場合，担当職員の内線番号あてに連絡するよう依頼する。

5）同行者がいない場合で救急車を呼んだ場合は，「傷病等者発生報告書（様式Ⅲ）」に館内担当者名と連絡先を記入したうえで，写しを救急隊員に渡し，搬送先が決まったら館内担当者へ連絡してもらうよう依頼する。

※体調不良者の救急車には同乗しない。

※館内の担当職員は休養室を退室する際には，休養室内で医療用マスク・手袋・ガウンを脱ぎ，廃棄用のビニール袋に入れる。再入室する際には，新たに医療用マスク・手袋・ガウンを着用する。

④体調不良者が休養室を出たら，室内を消毒し，30 分間換気し，下記の措置をとる。

【体調不良者の休養室退室後の措置】

1）平日は館内の担当職員が清掃員へ連絡し，清掃員が消毒をおこなう。ただし，清掃員の手がまわらないときは，館内の担当職員が消毒をおこなう。以下，休養室の消毒をおこなう者を「消毒担当者」とする。

※このとき，体調不良者が新型コロナウイルス感染者だとしても，消毒担当者は，適切な防護策（医療用マスク・手袋・ガウンの着用）を講じているので，濃厚接触者に該当しない。そのため，その後の自宅待機や隔離の必要はないとの助言を産業医から得ている。

2）消毒は以下の要領でおこなう。

（ア）消毒担当者は，休養室に入室する前に医療用マスク・手袋・ガウンを着用する。

（イ）施設消毒用エタノールを含ませたペーパータオルで手の触れる可能性がある箇所（ドアノブ，手すり，テーブル，イス，扇風機，スイッチ，蛇口，体温計，その他）すべてを一方向に拭く。

（ウ）使用･未使用に関係なく，シーツ，布団カバー，まくらカバーを新しいものに交換する。使用済みのものはビニール袋に入れ，口を縛る。

（エ）清掃，シーツ交換後は，石鹸での手洗いあるいは手指消毒をおこなう。

（オ）休養室を退室する際には，休養室内で医療用マスク・手袋・ガウンを脱ぎ，廃棄用のビニール袋に入れ，口を縛る。駐車場横のゴミ捨て場に廃棄する。また，使用済みのシーツ等を入れたビニール袋は職員通用口横の大型シャッター前（屋外）に置く。

（カ）30 分間換気状態（扇風機をかけた状態）を維持し，30 分が経過した後，インフォメーションスタッフに連絡し，休養室を施錠する。

⑤博物館事業係は，交換後 72 時間が経過した後に使用済みのシーツ等を入れたビニール袋をクリーニングにだす。

⑥体調不良者の帰宅後 2 日以内に本人あるいは同行者に電話連絡し，その後の容体を確認する。その際に，症状が悪化，残存している場合は，「保健所」や「接触者・帰国者相談センター」への相談を勧め，その後，先方が受診するなどし，新型コロナウイルス陽性と診断された場合は，民博へ電話連絡頂くよう協力を依頼する。なお，この場合は保健所に連絡し，濃厚

接触者の調査や館内の消毒などの対応について相談する。これらの作業は，博物館事業係が担当する。

※この時，産業医より，体調不良者が同時間帯に（連続して）複数人出た場合は，救急要請や「接触者・帰国者相談センター」へ相談した方が良いとの助言を得ている。

## 6　民博の展示活動とイベント開催時における新型コロナウイルス感染症対策

### 6.1　民博の展示活動とイベント

民博では，世界の諸民族についての理解と認識を深めてもらうために，最新の研究成果を社会一般に向けて親しみやすく公開するため，15 の展示場からなる本館展示（常設展示）を運営し，さまざまなイベントを展開している。本館展示では，より詳細な展示資料の関連情報を得ることができるタッチパネル式の検索モニター（写真 9），展示資料の関連動画を視聴できるみんぱく電子ガイド（写真 10）や，世界のさまざまな地域で暮らす人びとの生活や儀礼，芸能などを映像で紹介するビデオテーク（写真 11）などの機器を導入している。また，最新の研究成果を社会一般に向けて親しみやすく公開することを目的としたイベントは，前述したとおり，民博が主催する団体向け，もしくは来館者個人向けの事業，外部団体となる友の会やボランティア団体による来館者向けの事業に大別される。このなかで，民博が主催する団体向けの事業は，館内教員による講義，大学の授業利用，支援学校へのセミナー室の貸し出し，学校団体への昼食場所の提供，小学校，中学校，高等学校教員向けのガイダンス，職場体験の受け入れといった事業が挙げられる。また，民博，あるいは外部団体が主催する来館者向けの事業としては，聴講型と参加型のイベントがある。民博が主催する聴講型のイベントには，学術講演会や研究集会，みんぱくゼミナール，みんぱくウィークエンド・サロン，研究公演，映画会があげられる。また，参加型のイベントには，ワークショップがあげられる。そのほか，友の会では，聴講型の事業としてセミナーや講演会を民博で開催している。また，みんぱくミュージアムパートナーズ

**写真 9**　タッチパネル式検索モニター
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

**写真 10**　みんぱく電子ガイド
（2020 年 6 月 4 日筆者撮影）

**写真 11**　ビデオテーク
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

をはじめとするボランティア団体は，ワークショップを中心とした参加型の事業を展開している。

これらの民博における展示活動やイベントは，世界各地の環境と歴史に根ざした生活と文化について，より理解と認識を来館者に深めてもらう機会となっており，重要な博物館活動のひとつである。ただし，多くの来館者が参加することから，接触感染，飛沫感染のリスクがより高まることが懸念され，緻密な新型コロナウイルス対策が求められた。そこで，民博では，博物館活動レベル 0 から 2 までを開館とし，それぞれの活動レベルで運用できる展示案内ツールと実施するイベントの内容を設定した。このなかで，第 1 章で述べた通り，ボランティア団体

の構成メンバーが新型コロナウイルスに感染した場合，あるいは濃厚接触者になった場合，民博の職員の報告方法と同様の手順を取ることとした。このことで，民博とボランティア団体が主催する社会連携活動の判断基準を合わせることが，2022 年 7 月 26 日のコロナ対策で承認され，表 4 の活動内容となっている。このうち，博物館活動レベル 1，レベル 2（－），レベル 2 で運用できる展示案内ツールと実施するイベント，ボランティア活動については，さまざまな立場の人々が関わることであり，新型コロナウイルス感染症対策においても重要な事項であることから，以下に詳述する。

**表 4**　2022 年 7 月 26 日のコロナ対策会議で承認された博物館活動の基準
【博物館活動の活動基準】

| レベル | 活動・制限等 |
|---|---|
| レベル 0<br>（制限なし） | 通常通りの開館 |
| レベル 1<br>（最小限の制限・開館） | 感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，民博主催の参加型イベントを開催する。<br>感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，ボランティア団体のすべての活動を許容する。 |
| レベル 2（－）<br>（一部制限付き開館） | 参加型イベントは実施しない。<br>民博主催の聴講型イベントについて，会場参加形式とオンライン形式を併用して開催する。<br>※会場参加は事前予約制とすることとし，外部の協力者が出演（登壇）する場合は，関係者で開催方法を十分に協議し，コロナウイルス対策会議で承認された方法で実施する。<br>ボランティア団体の活動は，感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，民博内で実施するすべての内部活動を許容する。<br>一般向けの活動のうち，視覚障害者向け本館展示案内サポートに限り許容する。 |
| レベル 2<br>（制限付き開館） | 感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，入場制限を実施しつつ開館する。<br>団体は受け入れない。<br>イベント等の開催は，オンライン開催を除き自粛する。<br>ボランティア団体の活動は停止する。<br>※ただし，具体的な活動の準備やボランティア活動を展開していくために必要な知識取得のための勉強会などの内部活動について，参加者全員が自宅からオンラインで参加できる活動は許容する。また，オンライン活動に必要な備品（PC 等情報を機器除く）や消耗品等がある場合は，事前に博物館事業係に報告したうえで，各グループの代表者が責任を持って持ち帰ることを認める。<br>※事務局による民博内の社会連携室の利用は許容する。<br>広報に関わる取材の館内受け入れを可とする。<br>一般来館者による図書室の利用は停止する。 |

| レベル | 活動・制限等 |
|---|---|
| レベル 3<br>（業務従事員の制限）<br>（博物館休館） | 休館。<br>博物館再開に向けての必要な活動に従事する最低限の教職員のみ出勤し，作業に従事する。<br>広報に関わる取材の館内受け入れは不可とする。<br>イベント等の開催は，オンライン開催を除き停止する。* 注記参照<br>図書室は館員を対象に感染拡大の防止の対応をとったうえで開室する。<br>一般来館者による図書室の利用は停止する。 |
| レベル 4<br>（最小限の業務）<br>（博物館休館） | 休館。<br>教職員は，原則在宅勤務とする。<br>以下に示す非常に優先度が高い業務や作業に従事する教職員のみ出勤する。<br>・設備装置の維持管理，機器装置の維持管理など<br>・サーバーメンテナンスを行う作業<br>必要な資材等の持ち出しに当たっては作業を終えた場合速やかに退館すること。<br>図書室は閉室（日曜日と同様）。 |
| レベル 5<br>（博物館閉鎖） | 閉館。<br>防災センター，中央監視室の業務を除き，全ての業務を停止し，停止期間終了後の博物館再開に不可欠な以下の作業に従事する最低限の者以外の出勤を禁止する。<br>・博物館設備の緊急時対応など<br>・サーバーメンテナンスを行う者<br>図書室は閉室。 |

＊レベル 4 の休館とレベル 5 の閉館の違いは，レベル 4 の休館は博物館を開館しないことを指し，レベル 5 の閉館は，原則として教職員の出勤が停止される状態を指す。

（民博 HP を参考に筆者作成）

## 6.2　博物館活動レベル 1 における展示活動とイベント

博物館活動レベル 1 の活動基準は，最小限の制限での開館となる。ここでは，新型コロナウイルス感染拡大の防止に必要な対応をおこなったうえで開館することとし，一時的に多数の入館者が集中した場合は，入場制限を実施するというものである。

レベル 1 で運用する展示案内ツールは，利用者が触る前に手指消毒したうえで，みんぱく電子ガイドやビデオテーク，タッチパネル式検索用モニターと，みんぱくの研究や展示をより詳しく知ることができる「探究ひろば」の書籍（写真 12）と展示資料を直接触ることのできる「世界を触る」コーナー（写真 13），視覚障害者が現在地や次の目的地の方向を知ることのできる触知案内板（写真 14），ハンズオン展示の資料（写真 15）となる。このとき，みんぱく電子ガイド

**写真 12**　「探究ひろば」の書籍
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

**写真 13**　「世界を触る」コーナー
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

**写真 14**　触知案内板
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

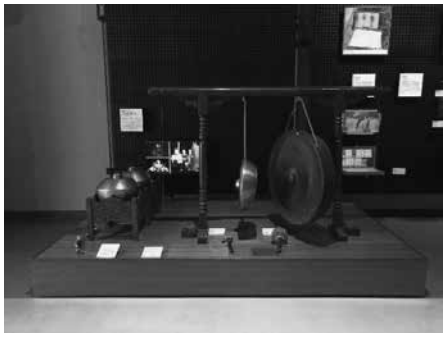

**写真 15**　ハンズオン展示の資料
（2021 年 8 月 21 日筆者撮影）

は，返却後，コントロール室スタッフが除菌シートで清拭したうえで充電すること，そのほかの展示案内ツールは，利用者が触った後，随時，インフォメーションスタッフが除菌シートで清拭する。

また，団体を受け入れるとともに，民博主催の聴講型，参加型イベントは，新型コロナウイルス感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，実施する。団体向けの事業は，前述したように館内教員による講義，大学の授業利用，支援学校へのセミナー室の貸し出し，学校団体の昼食場所の提供をおこなう。これらのイベントや学校団体の昼食場所の提供のうち，参加型のイベントは，1 人当たり 30 ㎥ /h の換気量と 1 人当たり 2.25㎡の身体的距離を確保しつつ，会場にいるすべての人はマスクを着用し，手指消毒もしくは実施前後に石鹸での手洗いをおこな

う。加えて，備品等を共有した場合は，使用後，可能な限り除菌シートで清拭するといった対応を取りながら実施している。

ボランティア団体の活動は，新型コロナウイルス感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，すべての活動を許容する。なお，博物館活動レベル 1 では，来館者同士の距離として設定した 1.5m のルールをある程度許容し，少人数グループを 1 人の行動とみなして，活動や移動を容認する。

## 6.3　博物館活動レベル 2（－）における展示活動とイベント

博物館活動レベル 2（－）の活動基準および運用する展示案内ツール，団体向けの事業は，博物館活動レベル 1 と同様である。ただし，聴講型の事業，参加型イベントについては制限を加えている。

聴講型イベントでは，講演会であるみんぱくゼミナール，映画会や研究公演，友の会講演会については，事前予約制とし，実施日までにレベル 2 に引き上げられる可能性を考慮し，オンライン（無観客）形式との併用を原則としている。また，外部の協力者が出演（登壇）する場合は，関係者で開催方法を十分に協議し，コロナウイルス対策会議で承認された方法で実施する。次に，館内教員が展示関連の解説をおこなうみんぱくウィークエンド・サロンは，事前予約が不要で当日先着順としている。これは，会場とした第 5 セミナー室の収容人数が 42 人と少ないため，会場参加を事前予約制にすると，当日参加枠が減り，観覧者が参加しにくくなるためである。また，みんぱくウィークエンド・サロンは，本来，展示場で観覧しながら実施することが前提であるためオンライン形式との併用はおこなっていない。

ボランティア団体の活動は，感染拡大の防止に最大限の対応をしたうえで，民博内で実施するすべての内部活動の実施を認めることとした。これらの内部活動とは，ボランティア活動の再開に向けた準備やボランティア活動を展開していくために必要な知識取得のための勉強会などを指している。

なお，参加型イベントは原則実施しないこととした。ただし，ユニバーサル・ミュージアムの実現の一環として，ボランティア団体による視覚障害者向けの本館展示案内サポートに限っては許容することとした。

### 6.4　博物館活動レベル 2 における展示活動とイベント

博物館活動レベル 2 の活動基準で運用する展示案内ツールは，利用者が触る前に手指消毒したうえで，ビデオテーク，タッチパネル式検索用モニター，探究ひろばの書籍と世界を触るコーナー，触知案内板となる。ただし，みんぱく電子ガイドの運用は停止することとした。また，団体（20 人以上）の受け入れは停止し，団体の受け入れ停止期間中は，数ヶ月先の予約であっても受け付けない。なお，既に予約を受け付けている団体には，当面の間，団体受入を停止する旨を伝えることとした。

聴講型の事業，参加型イベントは，すべて会場参加形式での実施は停止する。ただし，オンライン（無観客）形式の運営が可能な場合は実施する。

ボランティア団体の活動は停止する。ただし，ボランティア活動の再開に向けた準備やボランティア活動を展開していくために必要な知識取得のための勉強会などの内部活動について，参加者全員が自宅からオンラインで参加できる活動は許容することとした。このとき，オンライン活動に必要な備品（PC 等情報機器除く）や消耗品等がある場合は，ボランティア団体担当部署である博物館事業係に事前に報告したうえで，各グループの代表者が責任を持って持ち帰ることを認めた。また，ボランティア団体の事務局が民博内の社会連携室を利用することは許容することとした。

## 7　特別展「復興を支える地域の文化──3.11 から 10 年」の新型コロナウイルス感染症対策

### 7.1　特別展の概要

民博は，2020 年 4 月 7 日から 5 月 31 日，2021 年 4 月 25 日から 6 月 23 日の 2 度にわたって休館を余儀なくされた。これらは，大阪府に緊急事態宣言が発出され，休業要請を受けて休館を決定したものであり，民博自体の来館者の受け入れ対応に問題が生じたものではない。いずれの休館も民博の博物館活動に大きな影響を与えるものであったが，2 度目の休館では，筆者が実行委員長を務めた「復

興を支える地域の文化―3.11 から 10 年」（日高編 2021a）（以下，復興展）が大きな影響を受けた。

復興展は，未曽有の被害をもたらした東日本大震災で，復興の原動力としての「地域文化」に大きな注目がよせられたことに着目し，災害からの復興を支える地域文化をめぐる活動についてあらためて振り返ることを趣旨としたものである。そのうえで，豊かな社会の礎となる地域文化の大切さと，その継承について考えることを目的として，東日本大震災から 10 年目の年を目指して企画，実施した特別展で，会期を 2021 年 3 月 4 日から 5 月 18 日として開幕した。

## 7.2　特別展の開催に向けた新型コロナウイルス感染症対策

復興展では，企画段階から新型コロナウイルス対策を考慮した展示デザインをコンセプトとし，来館者がひとつの方向に観覧していく強制動線とした。さらに，各章の切り替えとなる章立てのバナーは，展示場内での現在地が把握しやすいようにすることと，解説文の前で来館者が混み合わないよう，離れた場所から読めるよう，文字サイズを大きくした（写真 16）。また，展示場の各所に消毒用のエタノールを設置し，頻繁に手指消毒できる環境を整えた。復興展の平面図と消毒用のエタノールの設置場所を図 5（1 階）と図 6（2 階）に示す。

入館にあたっては，本館展示場同様，入館前にオンライン予約の来館者，一般受付の来館者，友の会会員を確認したうえで，一般受付の来館者は，入場整理券に必要事項を記入のうえ，検温をおこなった。また，収容人数は，1 人当たり 30

**写真 16**　視認性を高めた章立てのバナー
（2021 年 3 月 31 日筆者撮影）

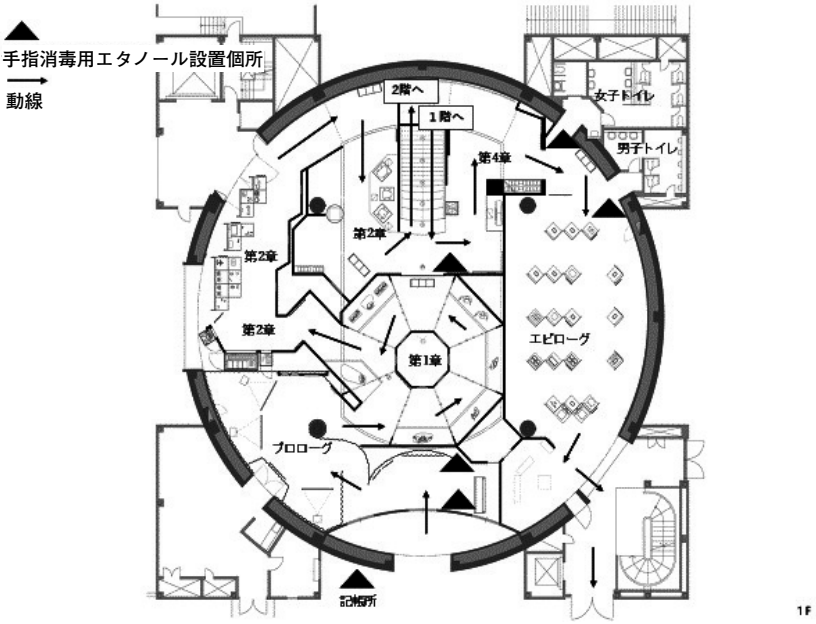


**図 5**　復興展 1 階平面図及びエタノール設置場所（企画課展示係作成）

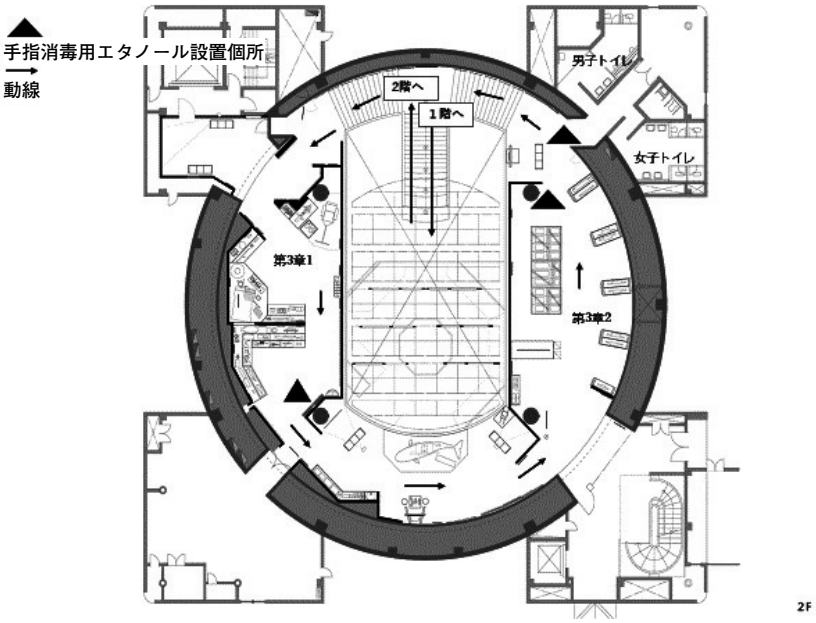


**図 6**　復興展 2 階平面図及びエタノール設置場所（企画課展示係作成）

㎥/h の換気量を確保した場合の収容人数よりも制限が厳しくなる，通路面積において 1 人当たり 2.25㎡の身体的距離を確保した場合の収容人数を採用し，1 階では 275 人，2 階では 171 人とした。したがって，万全の新型コロナウイルス対策を講じた特別展であったと自負している。しかしながら，緊急事態宣言の発出を受け，4 月 25 日から休館したことにより，そのまま閉幕することとなった。

## 7.3　新型コロナウイルス感染症の拡大に応じた特別展関連イベントの実施状況

復興展は，休館あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大により，展示場の閉鎖だけではなく，さまざまな関連イベントについても，県をまたぐ出演者の移動が伴うため，運営方法を変更せざるを得なかった。3 月 26 日に開催した「阪神虎舞みんぱく公演」（日高編 2021b）と 5 月 8 日に開催した「じゃんがら念仏踊りみんぱく公演」（日高編 2021c）は，事前に演舞を収録し，オンラインで関係者と対談しながら，収録した演舞とともにみんぱく YouTube で配信した。なお，その後も YouTube 配信を継続している（日高編 2021c）。また，4 月 10 日に開催した「みんぱく映画会『願いと揺らぎ』」，4 月 24 日に開催した「みんぱく映画会『明日に向かって曳け』」は，講堂での聴講とみんぱく YouTube でオンライン配信するハイブリッド型の方法をとり，「みんぱく映画会『明日に向かって曳け』」はその後も YouTube 配信を継続している（日高編 2021d）。

会期中に 3 回にわたって企画したみんぱくゼミナールのうち，3 月 20 日に開催した「牡鹿半島の民俗誌―復興キュレーション」は，第 4 セミナー室をメイン会場とし，第 5 セミナー室をサブ会場として，サブ会場にはライブ配信をする運営とした。次に 4 月 17 日に開催した「双葉町に就職して―学芸員の視点から」は，講堂での聴講とみんぱく YouTube で放映するハイブリッド型の方法をとった。そして，5 月 15 日に開催した「郷土芸能の持つ力」は，博物館が休館となったため，みんぱく YouTube で放映した。

さらに，みんぱくウィークエンド・サロンでは，4 月 4 日に開催した「江戸将軍家が愛用した十日町の越後縮―古文書の解読と光学撮影調査」と，4 月 11 日に開催した「寺社・石碑データベースの可能性」は，第 5 セミナー室で予定通り聴講型の運営とした。

そのほか，3 月 6 日に開催した第 510 回友の会講演「災害を後世に伝える―記

録・供養・教訓」はオンライン配信，5 月 2 日に開催した公開シンポジウム「多角的な視点から捉える地域の文化―博物館における研究の可視化・高度化」は，みんぱく YouTube で配信し，現在も YouTube 配信を継続している（日高編 2021e）。

このように，特別展に関連したイベントは，そのときどきの新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて，臨機応変に運営方法を選択しながら実施せざるを得なかった。ただし，ここでの経験は，さまざまな状況に応じてイベントを実現させていくための方法論を見出す機会ともなり，民博の博物館活動の運用方法のモデルとなっている。なお，これらのイベントの記録はすべて文字起こしをおこない，ブックレットとして取りまとめるとともに（河村・日高編 2022a; 橋本・日高編 2022a; 和高・日高編 2022a），PDF ファイルとして復興展の HP からダウンロードできる環境を整えた（河村・日高編 2022b; 橋本・日高編 2022b; 和高・日高編 2022b）。さらに，実行委員長である筆者による展示案内の番組（日高編 2021f）や展示場全体を俯瞰できるパノラマムービー（日高編 2021g），展示デザイン担当の上まりこ氏によるデザインコンセプトの解説番組（丸井編 2021），第 3 章の「牡鹿半島の民俗誌」担当の加藤幸治氏によるコーナー解説の番組が視聴できる仕組みを整えている（加藤編 2021）。その点では，展示そのものの記録は，さまざまな媒体によってアーカイブスされた特別展となったといえる。

## 8　おわりに

民博では，他館と同様，さまざまな新型コロナウイルスへの対策を講じながら，博物館活動をおこなっている。こうした活動が継続できているのは，館内職員が民博における新型コロナウイルス対策を遵守するとともに，来館者の理解と協力があってこその成果だと考える。また，民博の新型コロナウイルス対策のなかで特に飛沫感染対策としては，換気量の測定が迅速におこなえたことも，速やかに人数制限などの対策を講じることができた要因となった。

一方，民博では，新型コロナウイルス対策を強化する上で大規模な予算の支出を図った。博物館活動に関する具体的な備品としては，非接触型体温計や赤外線サーモグラフィーの導入，ペダル式のステンレス製ゴミ箱，ウォーターサーバーの切り替え，消毒用エタノールの設置，受付窓口等へのアクリルパーテーション

の設置などがあげられる。また，来館者への受付対応について万全を期すため，警備員やインフォメーションスタッフの増員をおこなうなど，例年以上に博物館活動を支えるための予算を支出した。2020 年度に支出した新型コロナウイルス対策の予算は 86,688,000 円となっている。このうち，博物館運営に直接かかる人件費として，消毒対応の清掃業務が 1,862,000 円，受付対応のインフォメーションスタッフの増員分の人件費が 20,717,000 円，検温のための警備員の人件費が 11,722,000 円，計 34,301,000 円となっている。こうした予算の支出からも，新型コロナウイルスは，従来の博物館活動だけでは十分な対策が追いつかない，きわめて感染力の強いウイルスであることを示しているといえよう。また，こうした予算を毎年計上しながら博物館運営を展開することは難しい。したがって，ウイズコロナ，ポストコロナを見据えた博物館の運営方法については，さらなる検討が必要となる。

2022 年度に入り，新型コロナウイルスのワクチン接種は様々な課題を抱えながらも，着実に進んでいる。したがって，新型コロナウイルス対策も新たな局面を迎えることを視野に入れる時期になってきている。その第一歩として，これまでの対策で講じてきた制限のなかで，入場者数，あるいはイベントの参加者数などの制限について，緩和するのか，コロナ禍以前の博物館活動に戻していくのか，あるいは現状を維持するのかの判断は，これからの博物館活動の在り方に大きな影響を及ぼす指針となる。

ただし，これまで経験したことのないほど感染力の強い新型コロナウイルスである。次々に報告されている変異株はすでに全国で猛威を振るい，急速に置き換わり，2022 年 7 月には感染拡大の第 7 波に入ったとされている。筆者としては，こうした情報を注視しながら，これまで述べてきたように現状に応じて活動レベルを判断する，あるいは活動レベルの内容を見直すといった，可能な限り最大限の対策を講じる，現状ではそうした努力を続けていくしかないと考える。

新型コロナウイルス感染症対策の経験は，博物館における危機管理の在り方を改めて，見直す機会となった。これまで筆者は，民博における危機管理活動として，2018 年の大阪北部地震で民博が被災した折の危機管理対応について論文を刊行した（日高 2019: 53–127）。また，民博の展示場で発生した 2016 年の失火対応について学会発表をおこなった（日高他 2017: 34–35）。これらの研究は，あく

まで民博という極めて限定された組織における危機管理の事例をもとにしたものであった。しかし，本稿で考察を進めてきた民博における新型コロナウイルス感染症対策は，行政をはじめとする公的機関が示したガイドラインとともに，世界の博物館，あるいは日本の博物館業界のなかで示されたガイドラインと歩調を合わせ，長期間にわたって対策を講じることが求められた結果である。また，その対策は，社会的な動向を把握し，分析を加えながら民博としての新型コロナウイルス対策の活動基準の見直しを随時おこない，活動レベルを判断している。こうした新型コロナウイルスを巡る対策は，博物館がこれまで以上に社会的な動向や要請について関心を持ち，そのうえで，それぞれの博物館の状況に応じた活動の在り方を検討する必要性が求められていることを示しているといえよう。日本の博物館の場合，自然災害という危機については，1995 年の阪神・淡路大震災以降からさまざまな議論が進められているが，新型コロナウイルスのような感染症に関する危機などについての議論はこれまでおこなわれてこなかったと考える。博物館に生じる危機をいかに想定し，対策を講じるのかを考える必要性について，これまで想定ができていなかった新型コロナウイルス感染症という危機管理の経験から学ぶべきであろう。

## 謝　　辞

本稿で紹介している民博の新型コロナウイルス対策は，館長以下，研究部，総務課，財務課，研究協力課，企画課，情報課のすべての部門が一致団結しながら民博の研究活動，博物館活動を支えるものとなっている。本稿を執筆する土台を作り上げている民博のすべての職員に感謝の意を表したい。

本稿は，共同研究「博物館における持続可能な資料管理および環境整備――保存科学の視点から」（研究代表・園田直子）の成果であるとともに，大学共同利用機関法人人間文化研究機構広領域型基幹研究『日本列島における地域社会変貌・災害からの地域文化の再構築』「日本列島における地域文化の再発見とその表象システムの構築」，さらには大学共同利用機関法人人間文化研究機構広領域連携型基幹研究「地域文化の効果的な活用モデルの構築」（いずれも研究代表・日髙真吾）の成果である。

# 参 照 文 献

ICOM 日本委員会
2020 「ミュージアムの再開に向けて：来館者とスタッフの安全を第一に」
https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/05/ICOM-Museums-and-end-of-lockdown-1.pdf（2021 年 8 月 20 日閲覧）
加藤幸治編
2021 「展示解説ビデオ『牡鹿半島の民俗誌』内容編」
https://www.minpaku.ac.jp/ai1ec_event/14525（2022 年 7 月 5 日閲覧）
河村友佳子・日髙真吾編
2022a『地域文化を映し出す』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
2022b『地域文化を映し出す』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
https://www.minpaku.ac.jp/assets/posts/post-staff/6543/2022_03.pdf（2022 年 7 月 5 日閲覧）
公益財団法人日本博物館協会
2020 「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/200918setgaid2.pdf（2021 年 8 月 20 日閲覧）
厚生労働省
2020 「『新しい生活様式』の実践例」
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf（2021 年 8 月 20 日閲覧）
2021 「熱中症予防×コロナ感染防止で『新しい生活様式』を健康に！」
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000798079.pdf（2022 年 6 月 5 日閲覧）
国立民族学博物館 HP
2021 「新型コロナウイルス感染状況に応じたみんぱくの活動基準」
https://www.minpaku.ac.jp/wp-content/uploads/20210618_kijyun01.pdf（2022 年 8 月 7 日閲覧）
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2020 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf（2021 年 8 月 20 日閲覧）
新型コロナウイルス感染症対策本部
2020 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210708.pdf（2021 年 8 月 20 日閲覧）
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
2020 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」
https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html（2021 年 8 月 20 日閲覧）
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
2020 「11 月末までの催物の開催制限等について」
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf（2021 年 8 月 2 日閲覧）
橋本沙知・日髙真吾編
2022a『被災文化財を通した地域文化の継承モデル――博物館の視点から』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
2022b『被災文化財を通した地域文化の継承モデル――博物館の視点から』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
https://www.minpaku.ac.jp/assets/posts/post-staff/6543/2022_02.pdf（2022 年 7 月 5 日閲覧）
日髙真吾・園田直子・末森薫・西澤昌樹・吉田憲司・和髙智美・河村友佳子・橋本沙知
2017 「国立民族学博物館の失火対応について――消火剤の除塵を中心に」『第 39 回文化財保存修復学会大会』pp.34-35，福岡：文化財保存修復学会。
日髙真吾
2019 「大阪府北部を震源とする地震で被災した国立民族学博物館の復旧活動」『国立民族学博物館研究報告』44(1): 53-127。
日髙真吾編
2021a『復興を支える地域の文化――3.11 から 10 年』大阪：国立民族学博物館
2021b「みんぱく研究公演『阪神虎舞みんぱく公演』」
https://www.youtube.com/watch?v=cEzN2HJYMAE（2021 年 8 月 20 日閲覧）

2021c「みんぱく研究公演『じゃんがら念仏踊りみんぱく公演』」
https://www.youtube.com/embed/6YnSD9WJ2Co（2021 年 8 月 20 日閲覧）
2021d「みんぱく映画会『明日に向かって曳け──石川県輪島市皆月山王祭の現在』」
https://www.youtube.com/watch?v=Y-xsunEkb-U（2021 年 8 月 20 日閲覧）
2021e「公開シンポジウム『多角的な視点から捉える地域の文化──博物館における研究の可視化・高度化』」
https://www.minpaku.ac.jp/ai1ec_event/14525（2022 年 7 月 5 日閲覧）
2021f「『復興を支える地域の文化──3.11 から 10 年』展示解説映像」
https://www.minpaku.ac.jp/ai1ec_event/14525（2022 年 7 月 5 日閲覧）
2021g「パノラマムービー『復興を支える地域の文化──3.11 から 10 年』」
https://www.minpaku.ac.jp/panorama/2021hukkoudata-2/hukkou_info.html（2022 年 7 月 5 日閲覧）

文化庁
2020「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html（2021 年 8 月 20 日閲覧）

丸井隆人編
2021「上まりこさんに聞く『展覧会をつくる』しごと｜国立民族学博物館 特別展『復興を支える地域の文化──3.11 から 10 年』にて」
https://www.minpaku.ac.jp/ai1ec_event/14525（2022 年 7 月 5 日閲覧）

文部科学省
2022「学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」
https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf（2022 年 6 月 5 日閲覧）

和髙智美・日髙真吾編
2022a『地域文化から考える復興の姿』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
2022b『地域文化から考える復興の姿』大阪：国立民族学博物館日髙真吾研究室。
https://www.minpaku.ac.jp/assets/posts/post-staff/6543/2022_01.pdf（2022 年 7 月 5 日閲覧）